

# 下野國府跡 II

昭和54年度発掘調査概報



▲西脇殿（北から）



▲東脇殿（北から）

（撮影・大門直樹）

## 序 文

昭和54年度の下野国府跡発掘調査は、国庁部の検出という画期的ともいえる進展をみた年であります。学会はもとより、県民にとっても県土の古代史を開く朗報でもありました。

この調査事業を開始して4年目、これも本調査に鋭意取り組まれている指導員の諸先生をはじめ、文化庁、奈良国立文化財研究所等の御指導並びに、栃木市及び地権者、地元の方々の御協力のたまものと深く感謝いたします。

この度、今年度の調査成果を概報として本書を刊行いたしました。各方面で活用され、郷土の古代史解明の一助となれば幸です。

調査は、継続され、解決すべき多くの問題も残されております。引き続き関係諸機関及び各位の御指導、御協力をお願ひいたします。

本書の刊行にあたり、有意義な御指導をいただきました多くの方々に深く感謝の意を表し、御礼申し上げます。

昭和55年3月

栃木県教育委員会教育長

渡辺 幹雄

## 例　　言

1. 本書は、昭和54年度に実施した下野国府跡発掘調査（第6次～同8次）の概要報告である。調査は栃木県教育委員会が主体となり、国庫補助を受けて実施した。
2. 図面中の方位は真北で表示し、建物の模式図中の方位については、その建物が東西棟か南北棟であるかを知るため、その目的に沿って大略的に示してある。
3. 実測図の土器断面の表示については、土師器を黒つぶし、須恵器を白ぬきで示してある。
4. 土器図版（PL.22～同25）の数字については左側がその頁の表示順位、右側の数字はその遺構の実測図中の番号に一致させた。
5. 遺構の表示記号については、S A（塗地跡）、S B（建物跡）、S D（溝状遺構）、S E（井戸跡）、S I（住居跡）、S X（石敷・瓦溜等）等で示した。また遺構実測図のラインについては、Fig. 3で全体を示し、各断面図の水系レベルは、図中に数字の記載がないものは、標高44.00mに統一して示した。
6. 本書の執筆は、大金宣亮（I・III）、田熊清彦（II-1〈出土遺物を除く〉）、熊倉直子（II-2）、木村等（II-1の出土遺物、II-3）が分担執筆し、遺物の整理等は、上記4名の外に谷口良子・栃木幸子両氏を協力を得た。
7. 写真撮影については、現地撮影を主に調査担当者が行ない、一部大門直樹氏の手をわざらわした。遺物については、田熊清彦・木村等の撮影によった。また空中写真は中央航業(株)の提供によるものがある。
8. 本書の編集は、上記大金・田熊・木村が協力してこれにあたった。

## 目 次

### 序

I 調査計画	1
II 発掘調査	3
1. 第6次発掘調査	3
(出土遺物)	33
2. 第7次発掘調査	38
3. 第8次発掘調査	39
(出土遺物)	43
IIIまとめ	44

## 挿 図 目 次

Fig. 1 下野国府跡の位置及び付近の主要遺跡	2
Fig. 2 下野国府跡第2~8次調査区地区割図	3
Fig. 3 第6次調査区(CHe・g・h)の地区割と主な検出遺構配置図	5
Fig. 4 前殿平面実測図	7
Fig. 5 SB-017南隅柱列西第3柱掘方と重複するSB-018柱掘方断面図	8
Fig. 6 西脇殿平面実測図	11
Fig. 7 SB-015北妻柱列西隅柱穴掘方、平面、断面図	13
Fig. 8 SB-015西側柱列北第6柱掘方断面図	14
Fig. 9 SB-015西側柱列西隅柱掘方断面図	14
Fig. 10 SB-015東側柱列北第3柱掘方断面図	15
Fig. 11 SB-015東側柱列北第6柱掘方断面図	16
Fig. 12 SB-015西側柱列北第10柱穴の東隣柱掘方断面図	17
Fig. 13 SB-015西側柱列北第6柱穴の東隣柱掘方断面図	17
Fig. 14 SB-015Ⅲ期東側柱列南第4柱根石内出土鏡瓦実測図	18
Fig. 15 東脇殿平面実測図	19
Fig. 16 SB-020西側柱列南第11柱掘方断面図	21
Fig. 17 SB-020西側柱列南第4柱掘方断面図	22
Fig. 18 SB-020西側柱列南第2柱掘方とSI-015断面図	22
Fig. 19 SB-020東側柱列南第13柱とSA-005柱掘方断面図	23
Fig. 20 SB-020東側柱列南第5、第1柱掘方断面図	24
Fig. 21 SX-012(CHe区)平面実測図	25
Fig. 22 SX-012南北断面図	26
Fig. 23 SX-012東西断面図	26
Fig. 24 SA-001, SD-041断面図	27
Fig. 25 SD-040, SA-003断面図	28
Fig. 26 SD-039, 057, 058断面図	28
Fig. 27 SE-001東西断面図	29
Fig. 28 SB-015柱掘方埋土中、及びSA-001, SX-012出土土器、瓦実測図	34
Fig. 29 SB-017柱掘方及びSD-039埋土中出土土器、瓦、瓦実測図	36

- Fig.30 SD-040, 第10トレンチ (SD-015Ⅲ期の整地層内)出土土器。  
瓦実測図 ..... 37
- Fig.31 SE-001出土土器実測図 ..... 37
- Fig.32 SI-014, SI-015出土土器実測図 ..... 38
- Fig.33 第8次調査B0k・1区の地区剖面図 ..... 40
- Fig.34 第8次調査B0k区遺構実測図 ..... 41
- Fig.35 SK-001南北断面図 ..... 42
- Fig.36 1・2トレンチ東壁断面図 ..... 42
- Fig.37 SB-022, SK-001出土土器実測図
- Fig.38 下野国府跡園内郭遺構配置図 ..... 43

### 図版目次

- PL.1 上 第6次調査区(CHc・g・h)全景  
下 同 上
- PL.2 上 第6次調査区(CHc・g・h)遠景  
下 第6次調査区全景
- PL.3 上 SB-017・018・019  
下 SB-017南側柱列西第3柱平面プラン  
SB-018南側柱列中央柱掘方  
SB-019  
SB-020内妻南柱平面プラン
- PL.4 上 SB-017南側柱列西第3柱掘方  
SB-018南側柱列中央柱掘方  
下 SB-024内妻南柱平面プラン
- PL.5 上 第6次調査CHg・h区全景  
下 第6次調査CHc区全景
- PL.6 上 SB-015平面プラン検出状況  
下 SB-015全景
- PL.7 上 SB-015II期北妻西隅柱平面プラン  
下 SB-015II期北妻西隅柱掘方柱根  
柱根図石
- PL.8 上 SB-015II期北妻西隅柱掘方壁板  
下 SB-015II期南妻西隅柱掘方柱抜  
取り痕跡
- PL.9 上 SB-015III期北妻東隅柱柱石  
下 SB-015III期東隅柱列中央柱柱石
- PL.10 上 SB-015東側柱列北第6柱平面ブ
- ラン  
下 SB-015東側柱列北第6柱II期柱  
抜取り痕跡
- PL.11 上 SB-020全景  
下 同 上
- PL.12 上 SB-020西側柱列南第4柱平面プラン  
下 SB-020西側柱列南第2柱掘方,  
SI-015
- PL.13 上 SB-020東側柱列南第13柱平面プラン  
SA-005南第2・3柱平面プラン  
下 SB-020南妻東隅柱平面プラン
- PL.14 上 SX-012  
下 SX-012南北断面
- PL.15 上 SE-001  
下 SB-021
- PL.16 上 SA-001断面  
下 SA-004, SD-040断面
- PL.17 上 SD-040断面  
下 同 上
- PL.18 上 SD-039  
下 SD-039, SD-058
- PL.19 上 第7次調査区(B0c)全景  
下 B0c区SB-009東廂柱列
- PL.20 上 第8次調査区(B0k・1)全景  
下 SB-022・023
- PL.21 上 SD-033~036  
下 SK-001
- PL.22 SB-017(1), SB-015(2~12)
- PL.23 SB-015(1~5), SX-012(6~7),  
SE-001(8~11)
- PL.24 SD-039(1~10), SA-001(11)
- PL.25 SD-040(1~5), 第10トレンチ(6~8), SI-015(9), SK-001(10~11),  
SB-022(11)
- PL.26 SB-015II期北妻西隅柱掘方内出土木札

## I. 調査計画

昭和54年度の発掘調査計画については、昭和54年3月に開かれた下野国府跡発掘調査指<sup>\*</sup>導員会で検討され、主要地域を宮目神社を中心とした栃木市田村町字宮辺地区にすることが決定された。

調査事業費についても、栃木県の要求通りの国庫補助の内示（総額2,000万円）が得られ、また計画した地域の地権者の方々にも快諾を受けて順調に準備も進み、第6次調査を開始したのは、緑に育ったビール麦をそよ風が揺らし、いちごの出荷も終ろうとする5月15日であった。

昭和54年度の発掘調査状況は次のとおりである。

調査次数	調査地区	調査面積	地権者	調査期間
第6次	栃木市田村町字宮辺	3,300m <sup>2</sup>	大山貞夫	54年5月～55年3月
	"	3,800m <sup>2</sup>	篠原保作	"
第7次	同 田村町字大房地	100m <sup>2</sup>	加藤邦夫	54年6月(12日～21日)
第8次	"	1,200m <sup>2</sup>	加藤兵衛	54年9月～同10月

調査結果からは、第6次調査として実施された宮目神社を含む周辺が「下野国府国寧城」となったが、この地区は、現況の地割や遺物分布調査等から、国府関連遺構の有力な想定地の一つとして検討されていたところであった。しかし、本調査全体の計画から、かつての試掘や耕作中に確実な遺構検出があり、全体的に微高地を形成している大房地地区(第2～3・5次調査・概報I)を先行して調査に入っていた。

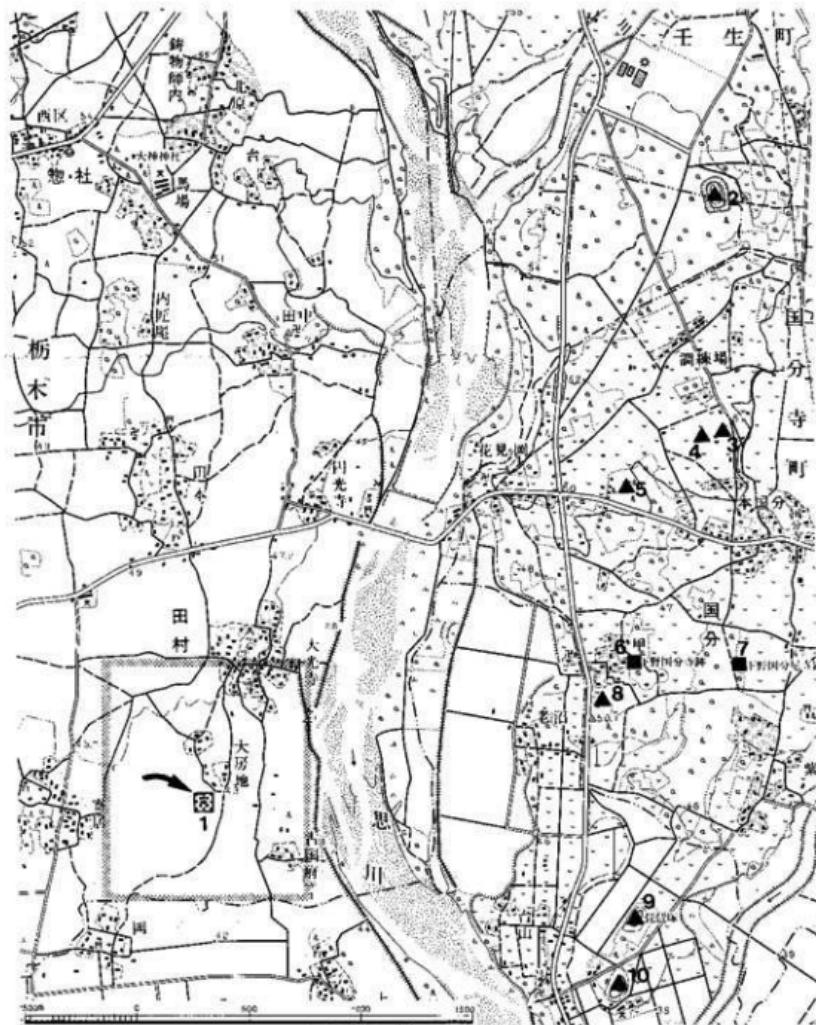
第6次調査は、その頭初必ずしも全面耕土の調査を予定していなかったが、内郭殿舎跡の遺構検出に伴い、借用地全土の耕土調査を実施することとなった。従って、調査計画を変更し、54年度いっぱいの3月までの調査となつた。借地延期を快諾され御協力を得た地権者大山貞夫・篠原保作両氏に深く感謝しなければならない。

また9月15日に国庁検出が報道され、見学者が多数訪れることとなり、約2ヶ月間の調査停滞はともかく、周辺住家の方々や耕作者に大変御迷惑をおかけする結果となってしまった。それらの方々に改めてお詫びいたします。

第7次調査は、第3次調査(昭和53年度)で検出した掘立柱建物SB-009・014の遺構の南部が宅地下に延びていたため、全体を確認できなかった。しかし急に地権者(加藤邦夫氏)から建物の改築することを聞き、この際に宅地の一部を調査させていただいた。

第8次調査は、内郭の北東部になるが、地権者から、かつて瓦の出土があったことを聞かされており、内郭周辺の施設と国庁外郭線の検出を目的としたが、過去のブドウ畠の根止め作業で地中深く擾乱されてはいたが、この地区に外郭区画と思われる施設を検出することはできなかった。

\* 「みやのべ神社」の名称については、地元でも「宮野辺」「宮姫」などの字をあてており、真擬は不明なので神社序記載の神名「宮目神社」に従つた。「栃木縣神社誌」栃木県神社序編、昭和39年。



1.下野国府向寺跡(第6次調査地点), 2.吾妻岩屋古墳, 3.丸塚古墳, 4.山王塚古墳, 5.八幡神社古墳,  
6.下野国分僧寺跡, 7.同尼寺跡, 8.中塚古墳, 9.琵琶塚古墳, 10.摩利四天塚古墳

Fig.1 下野国府跡の位置及び付近の主要道路(国土地理院25,000分の1、小金井図幅)



Fig.2 下野国府跡第2～8次調査区：地区概図。…推定政庁内都域

## II 発掘調査

## 1. 第6次発掘調査 (CHc, g, h区)

下野国府跡の調査は、これまでに栃木市の總社町周辺地区（第1次）、田村町大房地、大光寺、古ヶ町地区（第2～5次）と調査地区を遷して継続されてきた。この間その各々の調査地区からは、数多くの遺構が検出された。例えば、第2～4次調査の成果としていわゆる官衙風のまとまりを示す建物群（SB-004～014）や溝状遺構（SD-001～011）の検出、第5次調査での掘立柱建物（SB-010）と竪穴住居群（SI-002～007）の検出等々があった。

これら上記の遺構を発掘することができた手掛りは、第1次調査で計画しこれまで実施してきた古地名・条里遺構の検討、詳細な遺物分布調査、下野国府に関する既応の研究の総括といった基礎作業を踏まえた上に得られたものである。

第6次調査は、宮日神社周辺を中心とした地区である。この地区を選定した主な理由は次のようなことによる。

1. 遺物分布調査の成果からみて、瓦片の散布が著しく認められる。

2. 碓石と判断される大石がこれまでに掘出されている。
3. 往時の築地跡とみられる土壠状の高まりが付近にのこっている。
4. 宮目神社周辺の水田畦畔から、ほぼ1町四方の古代の条里を良く推定できる。
5. これまでの調査で下野国府域の南限と考えていた大和内地区（小山市境界にとび出している栃木市域）から北へ約450m（約4町）離れて位置している。
6. 下野国府に関する研究史をふりかえると、推定下野国府跡として比定する研究がのこされている。

以上の理由に加えて勿論第2～5次調査の成果（『下野国府跡I』1979 参照）を踏まえて調査地区を選定するに至ったのである。

発掘調査は、1979年2月下旬から3月までの予備調査期間をもって開始し、1980年3月下旬に調査地区埋め戻しを行なって終了した。

本調査地区は、宮目神社境内を北側に置いたほぼ約90m四方域である。この地区的現況は、宮目神社境内の南側で東（CHc区）、西（CHg, h区）の水田に分かれている。さらに西側の水田は、南（CHh区）、北（CHg区）に小区分され利用されている。

本地区（CHc, g, h区）の標高は、第2（BNd～g区）、第3次（BNd, F区）、第5次（BNa区）調査区と比較して約0.3m低い。但し、地形的に第2～6次調査地区を大きく眺めれば、各調査地区とも思川によって形成された同一の河岸段丘面上に位置している。

第6次宮目神社周辺地区は、第1次調査で作成した大地区割のCH区にあたり、第2, 3, 5次調査BN区の南西方に約250m離れて位置している。今回調査地として選定した水田は先述したように、三枚の水田に畦畔で区画されているため、それぞれCHc, CHg, CHhと小区分して各地区を呼称することにした。

調査地区割は、南北基準ライン（真北をとる）として西から東へアルファベットを用いて3m毎にA～N（CHgh区）、A（CHh区のNラインと重なる）～T（CHc区）と区別し、東西基準ライン（真東をとる）は、北から南へアラビア数字を用いて3m毎に1～27（CHc, g, h区）と設定した。各ラインの交点は「A-1」というように呼称する。発掘及び実測作業は、このようにして設定した一辺3mの小グリッドと基準ラインを基として実施している。

主な検出遺構は、建物跡（SB）、溝状遺構（SD）、築地跡（SA）、石敷遺構・瓦溜等（SX）、竪穴住居跡（SI）等々であり、出土遺物の大半は、瓦破片、土師器、須恵器の杯形土器小片、硯等である。

これらの検出遺構のうち、建物と溝状遺構、築地は、計画的に配置されており、その規模の上からみても下野国府政府内郭域を占める遺構であることが判明している。

この遺構群の配置（Fig. 3）を概略的に眺めれば、南北棟建物（SB-015, SB-020）を東西に向かい合わせに対峙させ、そのほぼ中央、中間に東西棟（SB-017～018, 019,

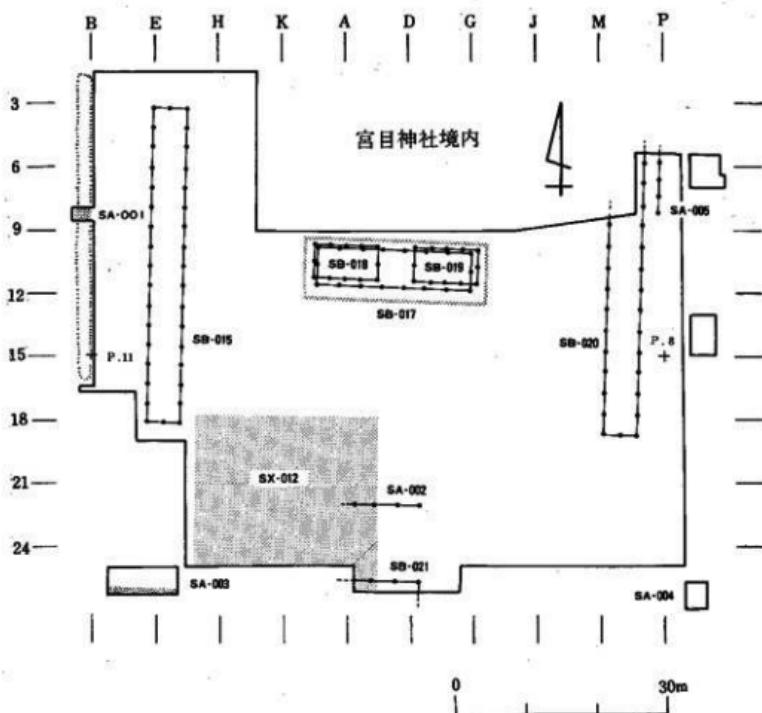


Fig.3 第6次調査区(CHc, g, h)の地区割と主な検出遺構配置図

024) が造営されている。言わば、「H」字形の建物配置である。そして、建物群の外周四方は、溝状遺構 (S D-39, 40, 57, 58) がめぐり、さらにその外側を築地 (S A-001, 003, 004) がめぐっている。東西棟 (S B-017~019) の南方には、門 (東西棟の S B-021) が設置されていたものとみられる。

本概報では、上記建物群の配置からみて、それぞれの殿舎を「前殿」(S B-017~019, 024), 「東脇殿」(S B-020), 「西脇殿」(S B-020), 「南門」(S B-021), 「築地」(S A-001, 003, 004) と呼称することにする。なお、いわゆる「正殿」は、前殿の北側宮延神社境内下に位置するであろうことが予測されるものである。

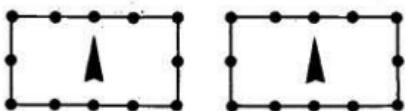
検出遺構の報告は、政府内郭域を占める建物 (前殿、西脇殿、東脇殿) と溝状遺構等、政府内郭域を区画する施設 (築地と溝状遺構), その他の検出遺構 (竪穴住居跡、井戸跡、性格不明遺構) の順序ですすめ、主な出土遺物の報告は最後に一括して記述することにする。

### 政庁内都域を占める造構

前殿（SB-018, 019, SB-017A・B, SB-024）と溝状造構（SD-020, 021, 022, 023）（Fig. 4）

宮目神社境内の南側に隣接するCHc, g, h区から検出した。これらの建物群は、後述する東、西両脇殿のはば中央、中間に位置している。前殿とした建物の変遷は、古い方からSB-018, 019（I期）→SB-017A・B（II期）→SB-024（III期）の順で替えが行なわれたことが判明している。

#### SB-018・019（I期）（Fig. 4）



この二つの建物は、桁行4間（総長約9m, 30尺）、梁間2間（総長約4.8m, 16尺）の掘立柱東西棟建物である。柱間寸法は、桁行の両端間約2.4m（8尺）、中二間約2.1m（7尺）、梁間約2.4m（8尺）等間である。SB-018東妻柱列とSB-019西妻柱列とは約5.4m（18尺）離れて平行に位置し、両建物の北・南側柱列及び両妻中央柱は東西の一直線上に並ぶ。柱掘方（方、約1.0m前後、深さ約0.9m）は、ほぼ隅丸方形である。

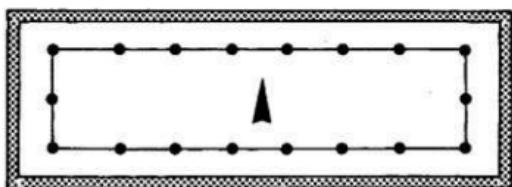
SB-017A・Bの南側柱列西第3柱穴と重複するSB-018南側柱列東第3柱穴の掘方断面観察（Fig. 5）によって、SB-017A・Bの方が新しくつくられた建物であること、及びSB-018は掘立柱建物であったことが判明している。また、SB-017A・B柱穴と重複するSB-018, 019柱穴の平面プランは、すべて前者によって後者が切られていたことからも新旧関係は明らかである。

Fig. 5で示した柱掘方の埋土には、全く焼け土、炭化物、遺物等は含まれていない。

なお、SB-018とSB-019の柱位置、柱間寸法は、柱抜きとり穴のこる柱穴から判断したものである。

#### SB-017A・B（II期）（Fig. 4）

このA・B期に区別されるSB-017は、桁行7間（総長約22.2m, 74尺）、梁間2間（総長約5.4m）の東西棟建物である。同一規模で掘立柱建物（SB-017A）から礎石建物（SB-017B）へと替えられている。柱間寸法は、桁行の両端間約3.6m（12尺）、中5



間約3.0m（10尺）等間、從間約2.7m（9尺）等間である。柱掘方（方、約1.8m前後、深さ約1.0m）は隅丸方形であり、また埋土の上面にはSB-017Bの根石

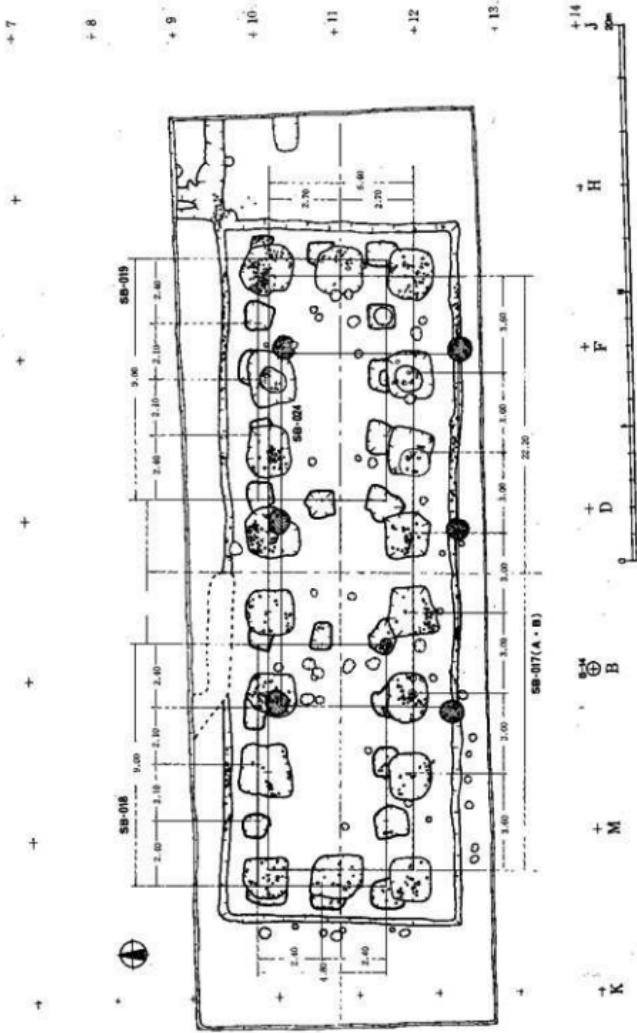


Fig.4 前板平面实测图

が遺存している。なお礎石は、すべて散逸している。

図示したSB-017南側柱列西第3柱穴 (Fig. 5) からみて、ますSB-018建物の柱を抜きとった後、南へややざらしてSB-017Aの掘方をつくり、その下層に根石を敷き掘立柱建物を構築していることが知れる。SB-017Bは、SB-017Aと柱掘方を共有している。A期の柱を抜きとり、その後に拳大の河原石を突き込み、さらにA期掘方の上層を掘り直して利用するものである。SB-017B期の礎石はすべて散逸しているものの、ほとんどの礎石掘方上面に根石が遺存している (Fig. 4) ところから、B期が礎石建物であったことは確実である。

SD-020, 021, 022, 023 (Fig. 4) SB-017A・B建物の四方（西側SD-020、北側SD-021、東側SD-022、南側SD-023）を囲む溝状遺構である。溝幅は約0.3mである。溝長は、東西の長さ約25.8m (86尺)、南北の長さ約8.4m (28尺) である。溝の深さは、検出した限りでは極めて浅い (約5cm) ものである。埋土中には、ほとんど焼土、炭化物、遺物は含まれていない。なおSD-021は東方へ、SD-022は北方へ伸びていることが判明している。

#### SB-024 (III期) (Fig. 4)

SB-017建物よりやや東南に離れて位置する桁行2間 (総長約13.2m, 44尺)、梁間1間 (総長約6.6m, 22尺) の東西棟建物である。柱間寸法は、桁行で約6.6m (22尺) であ

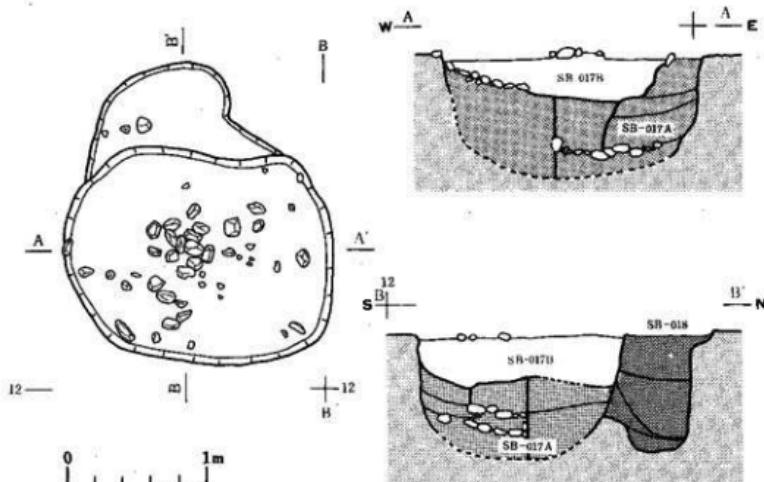


Fig.5 SB-017 南側柱列西第3柱掘方と重複するSB-018 柱掘方断面図



る。桁行、梁間とも柱間寸法が約6.6m(22尺)とかなり長く、建物と判断するに躊躇されるが、ここでは一まず建物として報告しておくこととする。

S B-024の南側柱列は、S D-023溝を切って構築されている。柱掘方(径約0.7m)は円形であり、

埋土中に多量の焼け土、炭化物、二次的加熱を受けた瓦片等が含まれる。南西隅柱掘方は深さ約0.1m前後と浅く地山を掘り溢めるのみであり、底面は平らで柱穴も検出されない。このことからするとS B-024は、礎石建物であったかと推定される。

ここで、既述したS B-018、019、S B-017A・B、S B-024、S D-020~023の新旧関係と建物方位をまとめておくこととする。

新旧関係 S B-018、019は、S B-017柱掘方との重複関係から後者の方が新らしく建てられたものであることがわかり、さらにS B-017は同一平面規模で掘立柱建物(A)から礎石建物(B)へと建替えられている。

S D-020~023は、S B017A・B柱列との位置関係に規則性(S B-017A・Bの南北側柱列からS D-023、021まで約1.5m(5尺)、東、西妻柱列からS D-020、022まで約1.8m(6尺)の間隔をもって配置される)が認められることから、四つの溝は、S B-017A期、若しくはB期のいずれかに所属して造られたものと判断される。

S B-024は、S D-023溝を切って柱掘方を構築しているのであるから、前段の建物変遷の中の最終期(S B-018、019→S B-017A→S B-017B……(S D-020~023)→S B-024)の穀倉として存在したものである。

建物方位 S B-018、019の南北中軸ラインは両建物の中央に想定できる。このラインの軸線をとってS B-017A・Bも造営されている。S B-018、019の妻中央柱列を東西中軸ラインとすると、S B-017A・B期の東西中軸ラインは、前者のラインを南へ0.7m平行移動した位置にあたる。S B-024の南北、東西中軸ラインの交点は、S B-017の中軸ラインの交点よりも南東にづれて位置している。なお、S B-017建物から想定した中軸ラインは、後述する東、西脇壁、築地といった遺構群から求められる柱列までの距離を整数値で与えることができるものである。

そこで、それぞれS B-017A・Bから求めた東西中軸ラインを「SK-X」、S B-017A・BとS B-018、019から求めたSK-Xと直角に交わる南北中軸ラインを「SK-Y」、その交点を「O」と呼称して以下記述することにする。(SK-X、SK-Yラインを考慮するにあたっては、第6次調査域内から検出した主な遺構の位置関係を基に想定したものであり、その結果としてS B-017~019が建物配置の中心にあたることが判明したものである。)

なお、SK-Yラインは、真北に対して東へ約1度40分偏よっている。

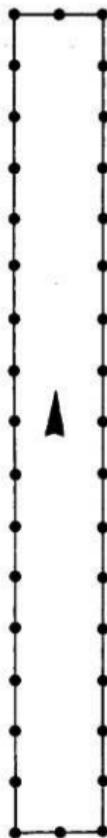
### 西脇殿（SB-015）と溝状造構等（Fig. 6）

ここでは、CHg・h 区にまたがる SB-015 とその周辺から検出した溝状造構等の概要を報告する。なお、建物配置の詳細については、東脇殿と共にまとめて記述することにしたい。

西脇殿は調査の結果、古い方から掘立柱建物（I期）→掘立柱瓦葺建物（II期）→礎石建物（III期）→掘立柱建物（IV期）の順で建替えが行なわれた南北棟であることが判明している。I～IV期の柱掘方は重複関係にあるため、I、III期建物の全容を明確にすることはできないが、II期とVI期については、かなり詳細に柱間寸法まで判明しているので、以下II、IV期を中心として記述する。なお、I～III期のSB-015は、ほぼ同一規模の建物であったことも判明している。

#### SB-015 I期 (Fig. 7)

SB-015 II期柱掘立がほとんど重複しており、建物の全容を明確にすることはできない。Fig. 7 で示したとおり SB-015 II期柱掘方の西へ少づれて柱掘方の一部が遺存している。平面プランからみる限り (Fig. 6) II期よりもやや西側に側柱列の掘方西辺は、位置している。



柱掘方（方、約1.5m）は、隅丸方形であったものと思われ、その断面形はゆるく中心部に向って傾斜している。(Fig. 7) 塗土は、地山の粘質土（暗褐色）と砂質土（淡黄色）を用いて交互に突き固めている。遺物は、全く含まれていない。以上のことからI期は、掘立柱建物が建てられていた時期であったと認めることができる。

#### SB-015 II期 (Fig. 6～11)

もっとも良く柱掘方の遺存する時期であり、建物の全容もほぼ判明している。

SB-015 II期は、桁行16間（総長約44.5m、約78尺）、梁間2間（総長約4.8m、16尺）の掘立柱瓦葺建物である。柱間寸法は、柱根、柱抜きとり跡から判断して、桁行約2.78m（約9尺強）等間、梁間約2.4m（8尺）等間である。

柱掘方（方、約1.8m、深さ約1.0m）(Fig. 7～11) は隅丸方形であり、柱抜きとり跡がみられるものや柱根（径、約45cm）の遺存するもの (Fig. 7) などがある。II期柱が据え付けられるまでの順序は、掘方底面が淡青灰色粘質土層及び砂疊土層によぶため、まず底面に礎板（木片の形状は一様でなく、柄穴や切り込み等がみられるところから、建築材の木屑を利用したものと判断される）が敷きつめられ、さらにその上位に根石として挙大の河原石を配置している。その根石の

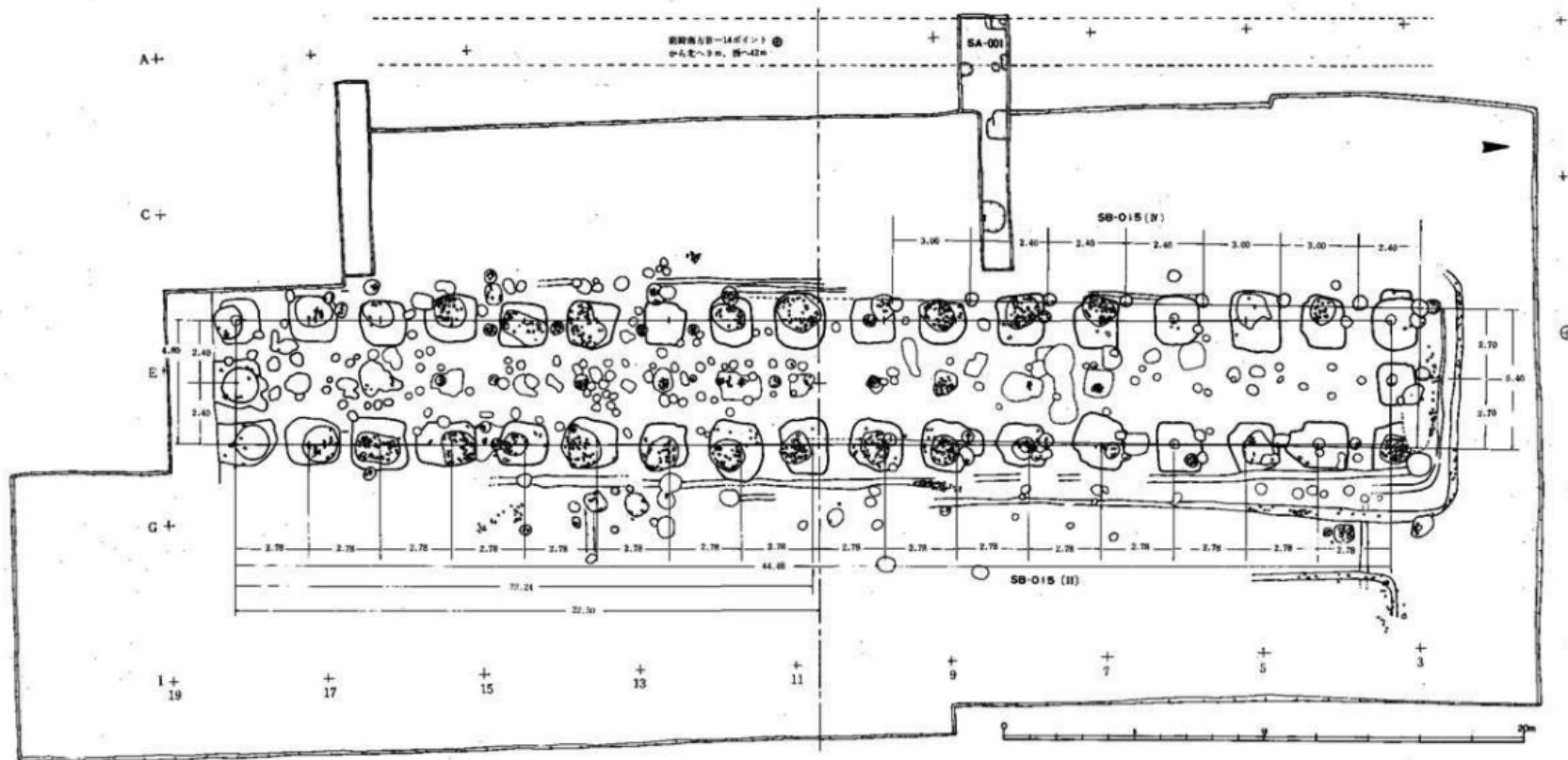


Fig.6 西廊殿平面実測図

中央部分に柱が据えられ、埋土を順次突き込んで固めている。埋土中には、焼土、炭化物等は全然含まれていない。出土遺物（Fig. 28）は、須恵器、土師器、瓦（二次的火熱を受けていない）の小片等である。なお、このSB-015 II期建物は、焼失した瓦葺建物であることが、建替えられた次期（III期）の礎石据えつけ掘方の調査から判明している。

前殿との位置関係は、SK-Xラインから南妻柱列まで約22.5m（75尺）、SK-Yラインから南、北妻中央柱まで約33m（110尺）離れている。なお、SK-Xラインから北妻柱列までは約22m離れており、SB-015 II期側柱列の中央柱位置（南、北とも9番目）は多少南へずれている。

#### SB-015 III期（Fig. 6～11, 14）

SB-015 III期は、南北棟礎石建物である。II期の柱抜きとり跡に多量の焼土、瓦片を突き込み、その上位に根石をほぼ円形（径、約1.1m前後）に配置している。（PL. 9）

礎石は、全く遺存していないが根石の遺存状況から礎石建物と判断した。

（Fig. 6）礎石据えつけのための掘方は、II期柱を抜きとった柱穴については認められる。（Fig. 8～10）以上、III期の調査によって前期（II期）の建物は、掘立柱瓦葺建物であったことが判明し、それは焼失していることも明らかである。また、III期礎石建物の規模は、根石の遺存状況、礎石据えつけ掘方等から判断し

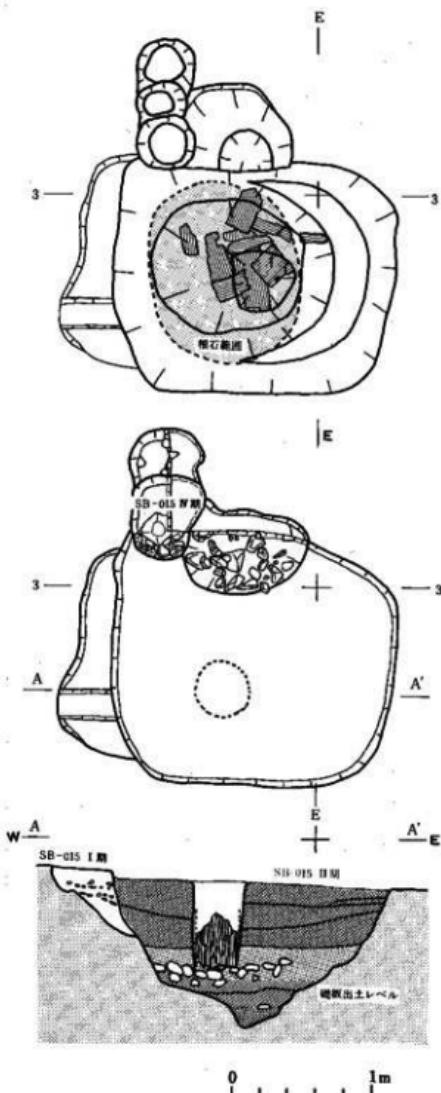


Fig. 7 SB-015 北妻柱列西隅柱掘方(上),  
平面(中), 断面(下)図

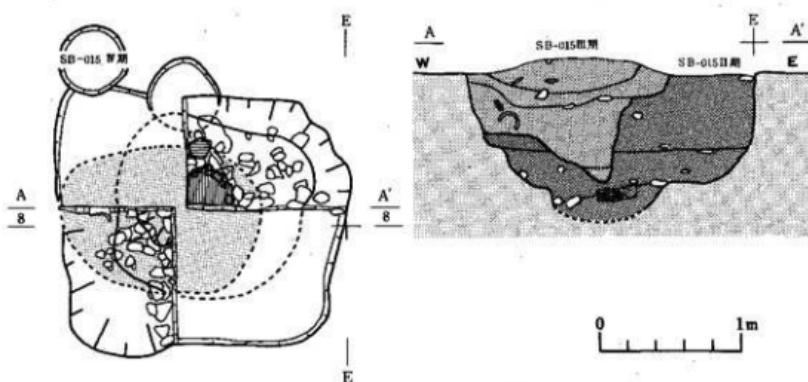


Fig.8 SB-015 西側柱列北第6柱振方斷面圖

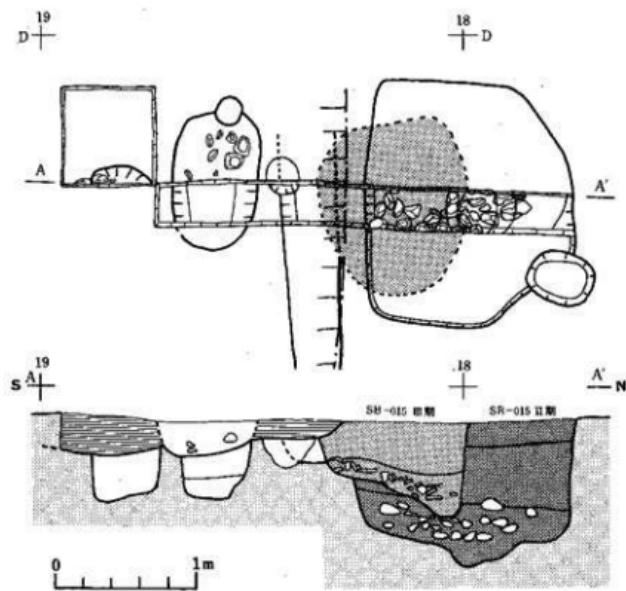
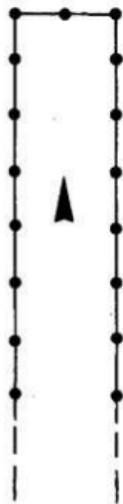


Fig.9 SB-015 南側柱列西隔柱振方南北斷面圖



てほぼⅡ期と同一程度のものであったと推定される。

#### SB-015 IV期 (Fig.6)

SB-015 IV期は、掘立柱の南北棟建物であり、側柱列北から8番目までの柱穴を検出している。柱間寸法は、桁行の北端間が約2.4m(8尺)、他は約3.0m(10尺)等間である。梁間は、約2.7m(9尺)等間である。

柱掘方(径、約0.5m、深さ約0.7m)は円形であり、底面には根石も据えつけられている。埋土中には、焼土、炭火物、土器等が含まれている。

このⅣ期とした柱掘方は小さいものであるから、あるいは足場として使用された建物の柱穴とも考えられるが、しかしここでは根石の存在とSB-020 IV期との位置関係からみてSB-015 IV期としておくことにする。IV期の建物方向は、I~III期と異なっており、真北に対し東へ約4度30分偏っている。なお、西側柱列北第8柱穴は、SK-Yラインから約36m(120尺)西に位置している。

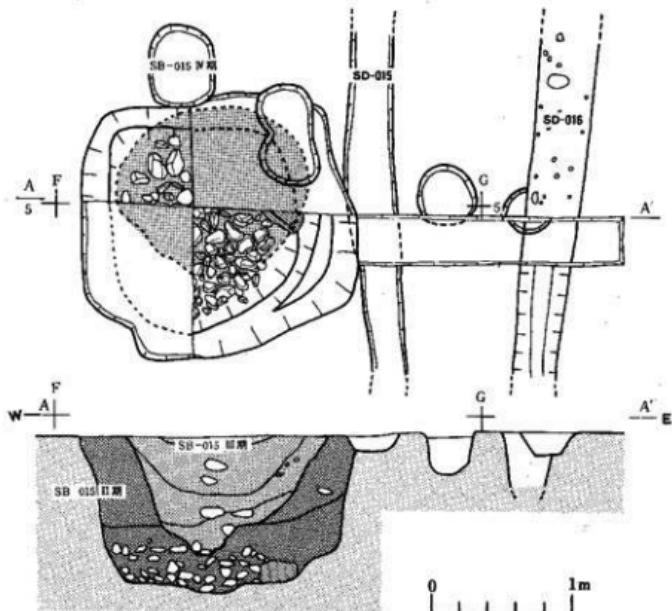


Fig.10 SB-015 東側柱列北第3柱掘方断面図

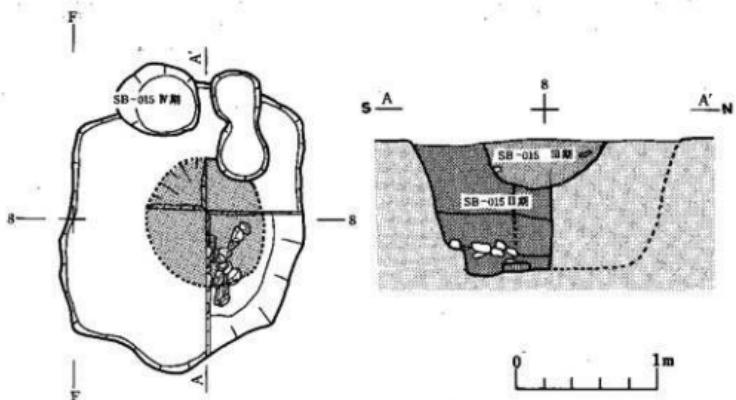


Fig.11 SB-015 東側柱列北第6柱掘方断面図

#### SB-015 床東 (Fig. 12, 13)

西脇殿の棟通りからは、床東と考えられるいくつかの掘方を検出している。SB-015は、少なくともI～IV期の変遷があり、それに伴って床東と判断される柱穴の重複関係は複雑である。Fig.12の柱掘方は8つ、Fig.13の柱掘方では5つ、それぞれ重複している。Fig.13のB、Fig.12のA・B断面にみられる掘方の深い柱穴は、SB-015のI～II期につくられた床東であろうと埋土（全く焼土、炭火物を含まない）からみて判断されるものである。

#### 溝状造構等 (Fig. 6)

SB-015の周囲からは、SD-013-019, 046-051と呼称した13条の溝状造構を検出している。これらの溝状造構は掘方も浅く溝幅（約0.1～0.45m）も狭いものである。SB-015 II期の建物方位に溝の走向が一致するものが多い。SB-015東側柱列の東側を平行に走向する5条の溝のうち、その最も西側を南北に走向する溝は、SB-015 II期東側柱列 (Fig. 6) から東へ約1.2m (4尺) 離れて位置している。II期北側柱列から北に約1.5m (5尺) 離れて東西方向に走向するものや、またII期西側柱列の西側約0.9m (3尺)、約1.2m (4尺) 離れて南北方向に走向するものなども検出している。なお、これらの溝状造構がI～IV期のどの時期に伴なって造られたものであるかは明確でない。

ここで、既述したSB-015建物の変遷 (I～IV期) とその建物配置についてSK-X, SK-Yラインを利用してまとめておくことにする。

西脇殿の変遷 SB-015建物は、少くともI期からIV期に区別される四回の建物変遷が判明している。

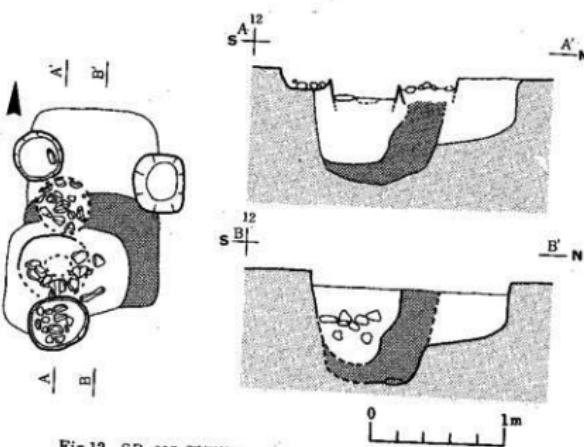


Fig.12 SB-015 西側柱列北第10柱穴の東隣柱掘方断面図

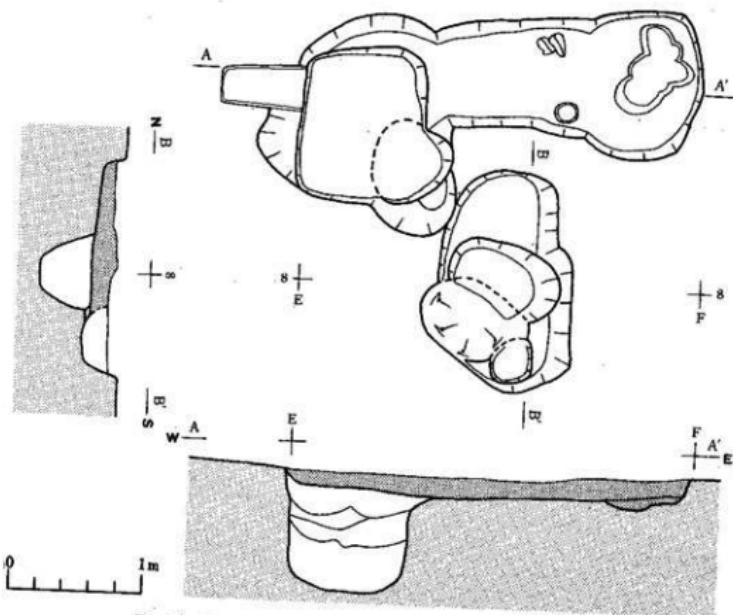


Fig.13 SB-015 西側柱列北第6柱穴の東隣柱掘方断面図

I期建物は、その柱掘方の一部が遺存するのみで全容は明らかでないが掘立柱建物と判断される。

II期建物は、I期柱掘方と大部分重複している。桁行16間、梁間2間の掘立柱南北棟瓦葺建物である。

III期建物は、II期柱抜きとり跡を一部つくり直して造営した礎石建物である。II期とは規模は同様であったものと判断される。

IV期建物は、柱位置がI～III期の北西隅に据えられる掘立柱建物である。その全容は明らかでない。

溝状造構は、SB-015 I～IV期のいづれかの時期に伴なって構築されたと考えられるが、その所属する時期は明確でない。

建物配置 ここでは、全貌の明らかなII期を中心としてまとめておく。II期南妻柱列はSK-Xラインの南約22.5m(75尺)に位置し、また、南・北両妻中央柱はSK-Yライン西約33m(110尺)の位置にあたる。IV期西側柱列は、SK-Yライン西約36m(120尺)に並ぶ。これらのことから西脇殿もまた、SK-X・Yラインを基準として造営されているものとみられる。なお、後述するがSB-020(東脇殿)II期の南妻柱列は、SB-015 II期の南妻柱列と柱並び(東西方向)、SK-Xラインからの距離(南へ約22.5m、75尺)とも一致している。また、側柱の方向も平行していることを付け加えておく。

#### 東脇殿(SB-020)と溝状造構等(Fig.15)

ここでは、CHe区に位置するSB-020とその周辺から検出した溝状造構等の概要を報告する。

東脇殿は調査の結果、古い方から掘立柱建物(I期)→掘立柱瓦葺建物(II期)→礎石建物(III期)→掘立柱建物(IV期)の順で建替えが行なわれた南北棟であることが判明している。I～VI期の柱掘方は重複関係にあるため、I、III期建物の全容を明確にすることはできないが、II、IV期については、かなり詳細に柱間寸法まで判明しているので、以下II、IV期を中心として記述する。なお、I～III期のSB-020は、ほぼ同一規模の建物であったことも判明している。

SB-020建物の一部は、調査区外の北側水田にその柱列が伸びているため全容を確認することはできない。今回の調査

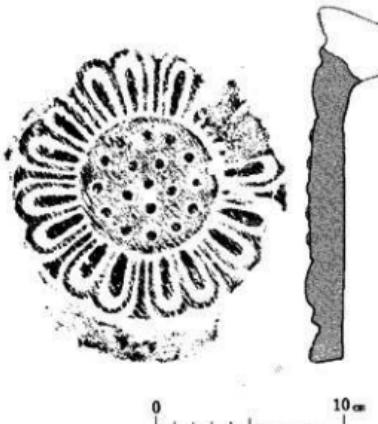
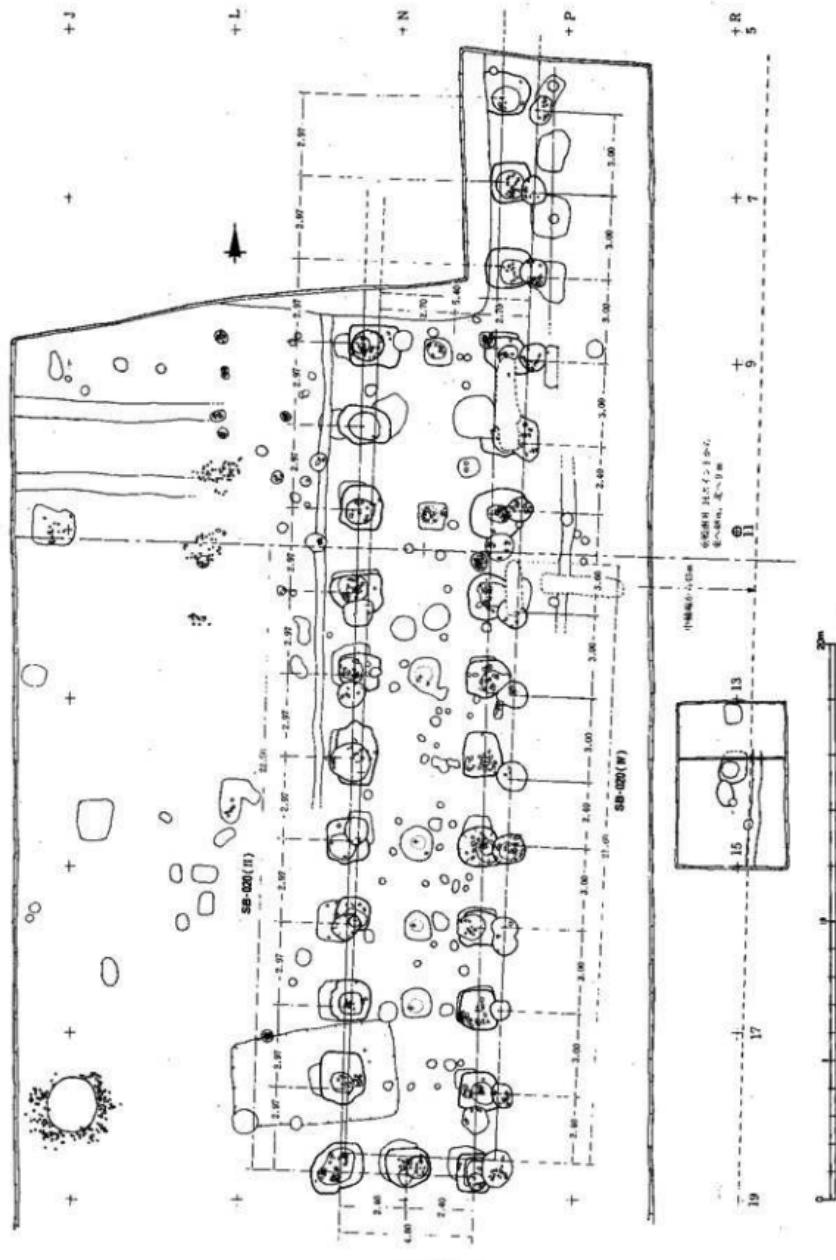


Fig.14 SB-015 III期 東側柱列南第4柱根  
石内出土碑瓦実測図



P12.15 水銀燈水銀蒸氣圖

で検出した柱穴は、南から東側柱列で14番目、西側柱列で11番目までである。その他、床束とみられる柱穴も検出している。

東脇段（SB-020）周辺地区（CHc区）から検出した主な遺構は、溝状遺構21条（SD-021~030, 032, 039, 043, 052~058）、築地・構造状遺構2（SA-002, 005）である。

#### SB-020 I期 (Fig.15)

SB-020 II期~IV期柱掘方がほとんど重複している。Fig.16~Fig.20（上）で示した柱穴断面図で明らかのようにI期柱掘方は、II期柱掘方の北西に掘方の上縁（北、西辺）の一部が遺存している。

柱掘方（方、約1.5m、深さ約1.0m前後）は、隅丸方形であったものと思われる。柱穴の構築過程は、西側柱列南11.4, 2 (Fig.16~18)、東側柱列南13, 5 (Fig.19, 20(上)) 柱穴から判断して、まず柱掘方の深さを増すに従って階段状に掘り深めていったものとみ

られる。最深部の底面は砂礫層に及んでいるため、根石は据えられていない。また、檻板片も出土していない。掘方埋土には、粘質土（淡褐色）、砂質土（黄褐色）、褐色土等が交互に突き固めて充填され、焼土、炭化物、遺物等はほとんど含まれていない。I期建物の柱痕跡は、II期柱掘方がほとんど重複するため全く確認できないが、柱掘方の形状、埋土等から判断してI期建物は、掘立柱建物であったものと考えられる。

#### SB-020 II期 (Fig.15)

SB-020 II期は、桁行13間以上、梁間2間（総長約4.8m, 16尺）の掘立柱瓦葺建物である。柱間寸法は、柱抜きとり跡から判断して、桁行約2.97m（10尺弱）等間、梁間約2.4m（8尺）等間である。

柱掘方（方、約1.5m前後、深さ約0.9m）(Fig.16~20)は隅丸方形であり、柱はIII期建物構築の際にほとんど抜きとっているものと判断される。柱掘方の底面は、I期と同じく砂礫層に及ぶため、根石は据えられていない。II期柱抜きとり跡には、多量の焼土、炭化物、瓦破片等を突きこんでIII期建物の礎石掘方をつくっているところから、II期建物は、SB-015 II期と同様の掘立柱瓦葺建物であったものと判断される。柱位置として復原したライン（Fig.15）は、南妻柱列がSK-Xラインから南約22.5m（75尺）に位置し、これはSB-015 II期南妻柱列の並びと一致する。また、南妻中央柱はSK-Yラインから約33m（110尺）の位置に据え付けられており、東・西の側柱列もSK-Yライン、SB-015 II期側柱列と平行に配置されている。

#### SB-020 III期 (Fig.15~20)

SB-020 III期は、南北棟礎石建物である。II期柱抜きとり跡をつ

くりかえて礎石掘方（径、約1.0m）(Fig.19)を構築している。掘方の底面下位には、II期建物の柱痕跡が確認されるもの(Fig.16, 19)もある。

また、底面付近には、挙大の河原石を配置して、柱抜

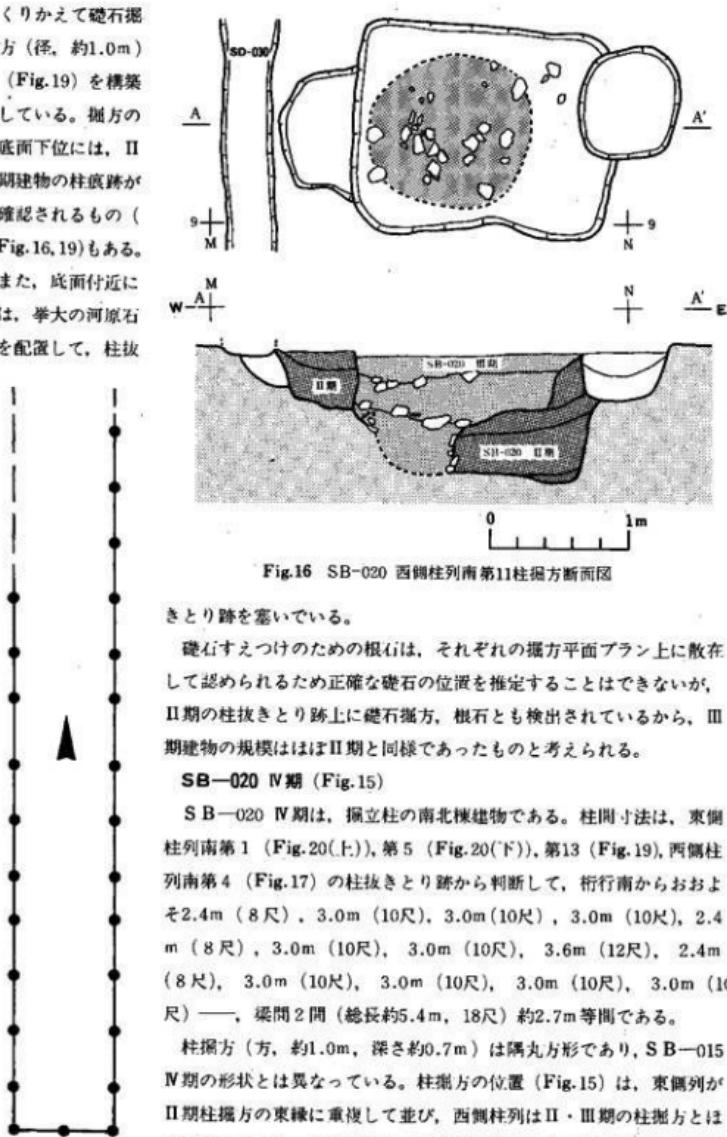


Fig.16 SB-020 西側柱列南第11柱掘方断面図

きとり跡を塞いでいる。

礎石すえつけのための根石は、それぞれの掘方平面プラン上に散在して認められるため正確な礎石の位置を推定することはできないが、II期の柱抜きとり跡に礎石掘方、根石とも検出されているから、III期建物の規模はほぼII期と同様であったものと考えられる。

#### SB-020 IV期 (Fig.15)

SB-020 IV期は、掘立柱の南北棟建物である。柱間寸法は、東側柱列南第1 (Fig.20(上)), 第5 (Fig.20(下)), 第13 (Fig.19), 西側柱列南第4 (Fig.17) の柱抜きとり跡から判断して、桁行南からおおよそ2.4m (8尺), 3.0m (10尺), 3.0m (10尺), 3.0m (10尺), 2.4m (8尺), 3.0m (10尺), 3.0m (10尺), 3.6m (12尺), 2.4m (8尺), 3.0m (10尺), 3.0m (10尺), 3.0m (10尺), 3.0m (10尺)——、梁間2間 (総長約5.4m, 18尺) 約2.7m等間である。

柱掘方 (方、約1.0m、深さ約0.7m) は隅丸方形であり、SB-015 IV期の形状とは異なる。柱掘方の位置 (Fig.15) は、東側柱列がII期柱掘方の東縁に重複して並び、西側柱列はII・III期の柱掘方とはば重複している。南妻柱列は、II湖南妻柱列よりもやや北側に配置さ

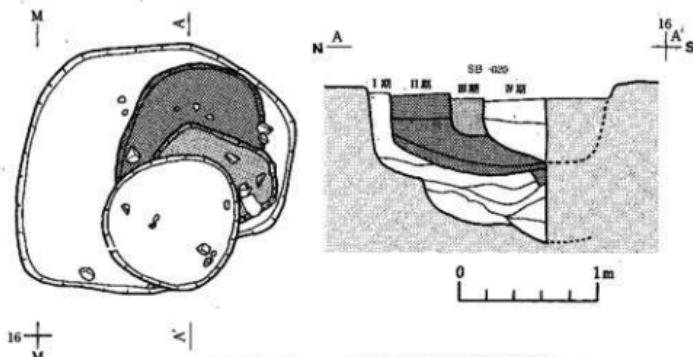


Fig.17 SB-020 西側柱列南第4柱掘方断面図

れている。

IV期建物の側柱列方向は、SB-015 IV期建物の側柱列と平行に据えられている。その方位は、真北に対して東へ約4度30分偏っている。なお、IV期建物側柱列南第8間目の中間北側をSK-Xラインが通り、南妻柱列はSK-Xラインから南約21.9m(73尺)にあたる。南妻東隅柱は、SK-Yラインから東約36m(120尺)に位置している。

#### 溝状造構等 (Fig.15)

SB-020の周囲からは、主な溝状造構として4条(SD-030, 054~056)を検出している。4条の溝(幅約0.3m)とも南北方向に走向するものであり、溝の両端は不明瞭である。II期西側柱列から約1.2m(4尺)離れて西隣する南北溝(SD-030)は、総長約18mを検出している。IV期東側柱列の東1.5m(5尺)には、南北溝(SD-055)が位置しており、その総長約6.0mを検出した。なお、これらの溝状造構が、SB-020のどの時期につくられたものであるのかは明らかでない。

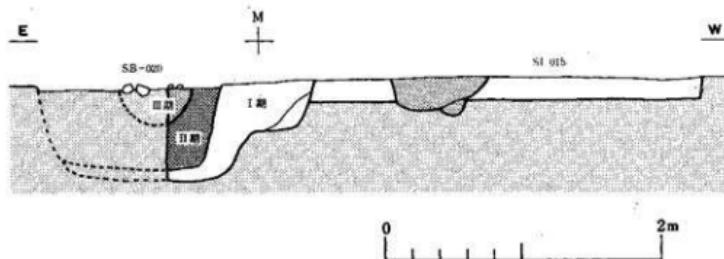


Fig.18 SB-020 西側柱列南第2柱掘方と SI-015 断面図

**SA-005 (Fig. 15, 19)**

SA-005は、SB-020II期東側柱列南第12~14柱穴の東側に約1.8m(6尺)離れて、南北に連なる四箇の柱列である。この柱列は、さらに北側の水田下へと続いているものと思われる。柱間寸法は、約2.4m(8尺)等間である。

柱掘方(方、約1.4m、深さ約1.0m)(Fig. 19)は隅丸方形であり、その埋土には暗褐色土と暗黄褐色が交互に突き固められて充填されている。焼土、炭化物、遺物等は、全く含まれていない。柱抜きとり跡には、暗黄褐色土が埋められている。

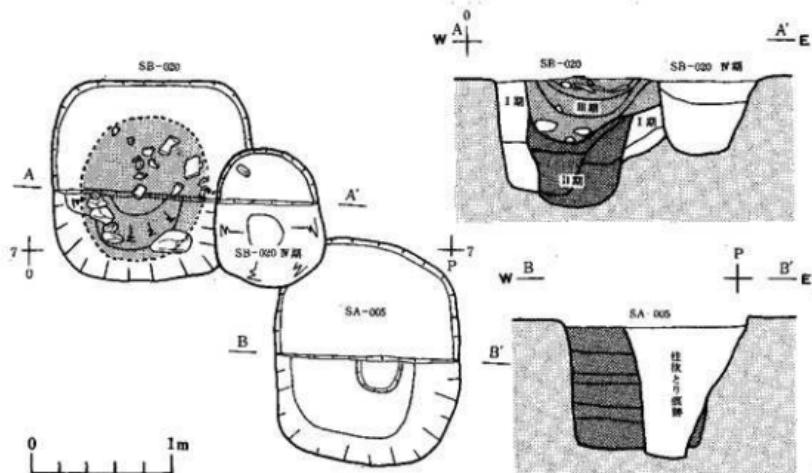


Fig.19 SB-020 東側柱列南第13柱とSA-005 柱掘方断面図

SA-005柱掘方の埋土は、SB-020 I期柱掘方の埋土と近似しているところから、その構築された時期はSB-020 I期と同時期であったものと判断される。

なお、この柱列は、SK-Yラインから東約37.2m(124尺)の位置にあたる。

**SA-002 (Fig. 3)**

前殿の南方にSB-021(南門)建物と柱並びをそろえて位置する。

柱掘方(方、約0.8m)は不整方形である。この構造は、平面プラン四箇を検出したのみであるので詳細を明らかにすることはできない。

柱掘方の上面には、焼土、炭化物、瓦破片等がみら



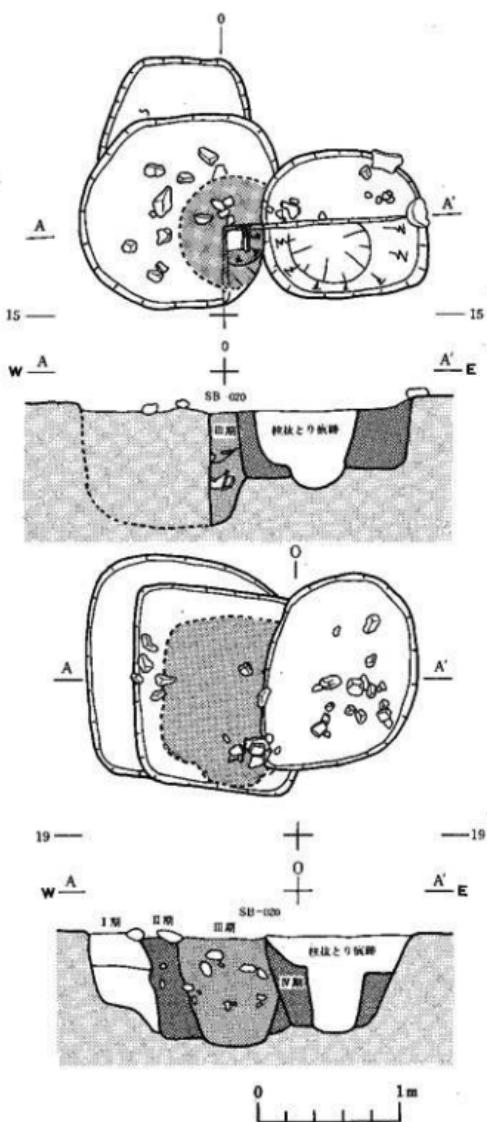


Fig.20 SB-020 東側柱列南第5(下), 第1(上)柱擇方断面図

れるところから、東・西  
臨殿III期以降に構築され  
たものかと考えられる。

S A-002は、S K-X  
ラインから南約34.5m (115  
尺)のところに東西  
に並んで位置するもので  
あり、東から二間目付近  
をS K-Yラインが通る  
ものである。

**SX-012 (Fig.21)**  
西臨殿の南方CHh区  
に位置している。

これまでにSX-012  
のような挙大の河原石を  
敷きつめている遺構は、  
3例(「玉石敷基壇」2例  
『県史だより』第9号、  
1971年、「SB-002」1例、  
『下野国府跡I』1980年)  
検出されている。

S X-012は、挙大の河  
原石が敷きつめられてい  
るもの。平面形は不整方  
形である。とくに縁辺が  
不明瞭であるため大きさ  
を計測することができな  
い。但し、北辺は割合  
東西方向に石の並びがそ  
ろって縁辺をなしている。

石敷遺構の中央部を通  
るよう設定したトレン  
チ(Fig.22, 23)によっ  
てSX-012構築以前に  
つくられたビットが判明

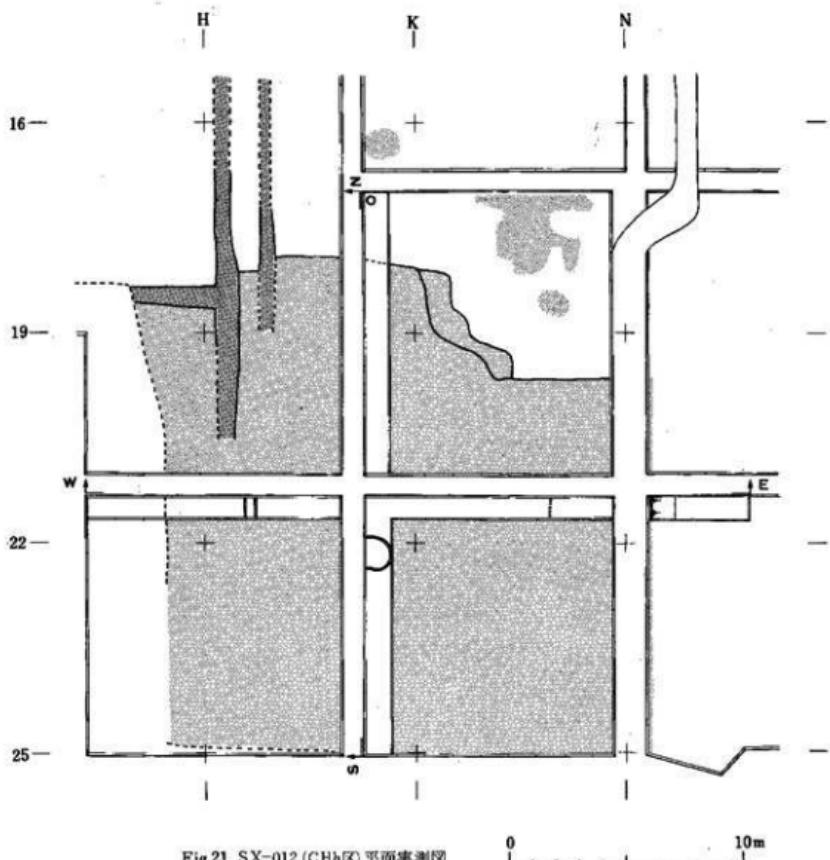


Fig. 21 SX-012 (CHh区) 平面実測図  
(縦ライン上が北位)



している。SX-012 石敷造構の河原石層の中には、二次的加熱を受けた瓦片・土師器・須恵器小片・灰陶器片・綠釉陶器片等々が含まれているところから、少なくともSB-015Ⅲ期以降にSX-012は構築されていることが推定される。しかし、この造構が所属する明確な時期を明らかにすることはできない。

なお、石敷層の上層には、薄く砂層が堆積している。また、SB-015南妻柱を切ってつくられた溝状造構 (Fig. 9) が南折してSX-012 西辺を切って南へのびている。

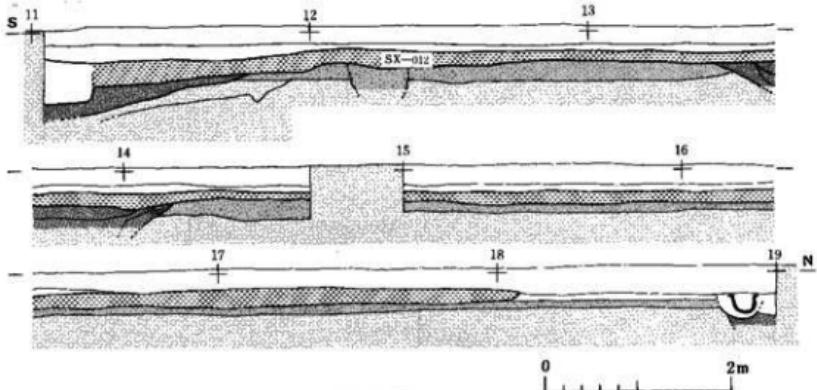


Fig.22 SX-012 南北断面図

#### 政庁内郭域を区画する造構

政庁内郭域を区画する造構として、築地跡 (S A-001, 003, 004), その内側をめぐる溝状造構 (S D-039~41, S D-057, 058), そして前殿の南方に南門跡 (S B-021) を検出している。

#### S A-001 (Fig. 6, 24)

S B-015 の西方約 8 m のところには、南北約 30 m にわたって上塀が遺存していた。この上塀下から検出した造構が S A-001 である。

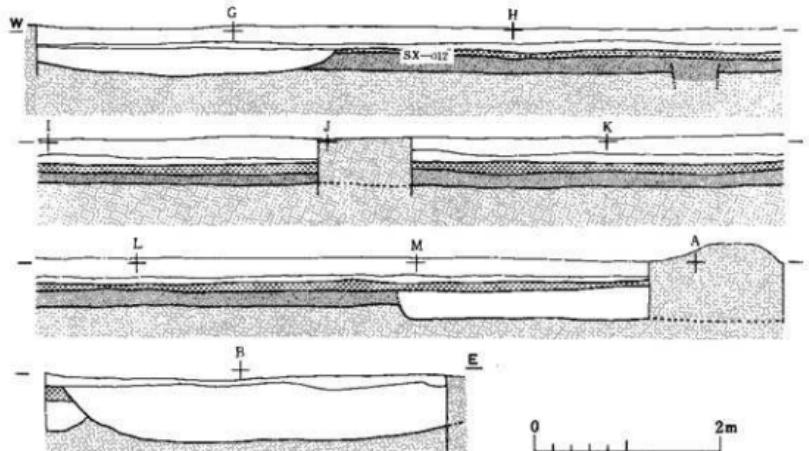


Fig.23 SX-012 東西断面図

SA-001(Fig. 24) の  
七層断面観察からみて、  
その変遷は、古い方から  
SB-015 I期に対応す  
る柱掘方(柱間寸法約1.8  
m, 6尺), SB-015 II  
期に対応する整地層, S  
B-015 III期に対応する  
整地層(SB-015 II期瓦  
葺建物は焼失しているか  
ら、この層中には二次的  
加熱をうけた瓦、土器片、  
焼土粒、炭化物等が含ま  
れる), SB-015 III期若  
しくはIV期に対応する版  
築層の順序である。

この政府内郭域西縁を  
区画する SA-001 の内  
側(即ち東側)には SD  
-041 が南北に走向して  
いる。

SA-001 の東柱掘方  
は、SK-Yラインから  
約45m(150尺)離れて位  
置している。

#### SA-003 (Fig. 25)

と SA-004

この二つの版築層は、  
SK-Xラインから南(版  
築層の北端まで)約46.5  
m(155尺)の位置に検出

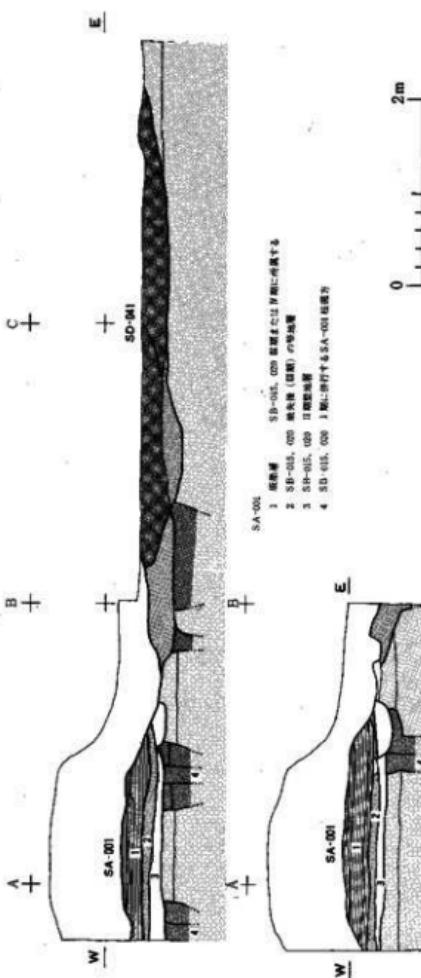


Fig. 24 SA-001, SD-041 断面図

したものである。

SA-003 (CHh区南西隅第3トレンチ, Fig. 25), SA  
-004 (CHc区南東隅第8トレンチ, Fig. 3) は、政府内  
郭域の南縁を区画する墓地であり、SB-015, 020 II期焼

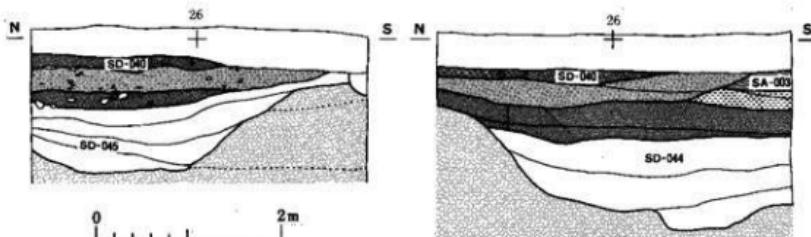


Fig.25 CHh区第2トレンチ(左)SD-040、第3トレンチ(右)SA-003断面図

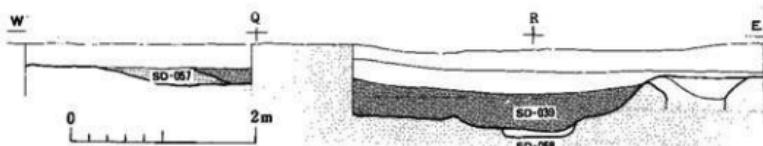


Fig.26 SD-039, 057, 058断面図(水準シベル44.20m)

失後につくられたものとみられる溝状遺構SD-040, 039にそれぞれの版築層の北端が切られているところから、少なくとも両脇殿Ⅰ期、若しくはⅡ期につくられたものと考えられる。

なお、SA-003の下層からは、下野国府創設以前に構築されたSD-044, 045を検出している。

#### SB-021 (Fig. 3)

前殿の南約45m (150尺)の位置に検出した東西棟である。政庁内郭域を占める建物の配置からみて、南門と判断される遺構である。

柱掘方は、北側柱列三箇を検出したのみであり、SK-Yラインが東二間目の中央付近を通るところから、北側列の西端にさらにもう一つの柱穴を推定することができる。

柱掘方の平面形は、円形 (径、約0.9m) であり、根石が遺存している。この根石に混在して焼土、炭化物、凝灰岩小片が認められる。柱間寸法は東から約3.0m (10尺)、約3.6m (12尺)、推定約3.0m (10尺) である。

勿論、南門も前殿、東・西両脇殿、築地等と同様に建替えが想定できるが、今次の調査では判明していない。ここでは、所属時期を柱掘方の形状、埋土からみて脇殿のⅢ期以降と推定しておきたい。

SB-021建物は、SA-003, 004が政庁内郭域北辺につくられた施設であるところから、これを手掛りにその位置、規模を推定することができる。SB-021の北側柱列は、SA-003, 004築地北端ライン (SK-Xから南約46.5m, 155尺) から約1.8m (6尺)

のところに東西に並ぶ柱列である。SA-003, 004は、SA-001からみて幅約1.8m (6尺) の築地であることが推測されるから、その東西中心ライン (SK-X) から南約47.4m, 158尺) にSB-021建物の棟通りが想定される。この棟通りを中心ラインとして、SB-021北側柱列

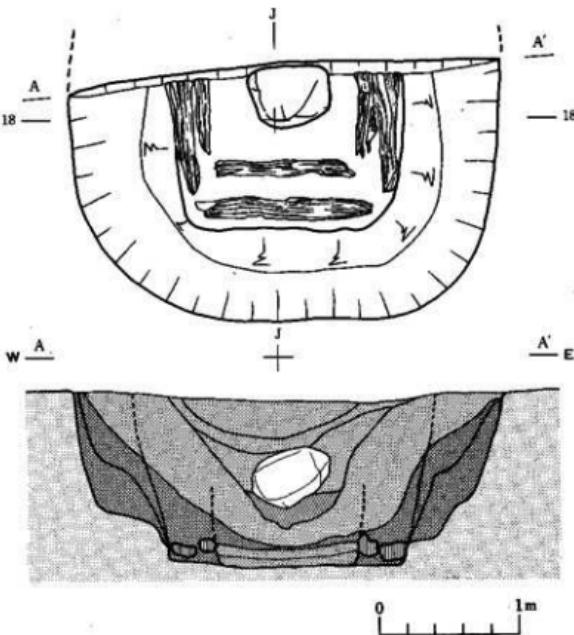


Fig.27 SE-001 東西断面図

までの距離 (約2.7m, 9尺) を折り返した位置に南側柱列は、推定される。即ち、SB-021建物は、桁行3間 (総長、約9.6m, 32尺), 梁間2間 (総長、約5.4m, 18尺) の東西棟八脚門と推定されるものである。

柱間寸法は、桁行約3.0m (10尺) 一約3.6m (12尺) 一約3.0m (10尺), 梁間約2.7m (9尺) 等間であるものと考えられる。

#### SD-039~041, 057, 058 (Fig.24~26)

これらの溝状造構は、政府内郭域を区画する築地 (SA-001, 003, 004) の内側をめぐるものである。

SD-039 (CHc区) とSD-040, 041 (CHg, h区) は、同時期に構築されたものであることが埋土の状態 (焼土粒, 炭化物, 二次的加熱を受けた瓦破片, 土器片) から判明している。

SD-057は、多量の焼土、炭化物、二次的加熱を受けた瓦破片を埋土としているところからSB-020II期建物焼失後の整地作業で埋められたものとみられる。SD-039は、SD-057を切って構築したものであるからSB-020III期以降に存在したものであるとみら

れる。S D-058は、埋土中にまったく焼土、炭化物等を含んでいない（S B-020 I期柱掘方埋土に近似する）ことから、S B-020 I期に構築されたものとすることができる。

上記、溝状造構の構築順序と脇殿（I期～IV期）との対応関係を古い方からまとめると次のようである。

S B-015, 020 I期—S D-058 S B-015, 020 II期—S D-057 S B-015, 020 III期以降—S D-039～041。

なお、耕作が溝状造構の上面まで及んでいるため、その幅、位置を明らかにすることはできない。

#### 豎穴住居跡（Fig.18）と井戸跡（Fig.27）

CHc, g, h区からは、先述の造構の他に豎穴住居跡8軒（S I-008～015）、井戸跡1基（SE-001）。性格不明造構（SX-013～019）を検出している。

ここでは、S B-020東側柱列南第2柱穴と重複するS I-015（Fig.18）及びS I-014、SE-001（Fig.27）について述べる。

S I-015は、S B-020 I期柱掘方（Fig.18）に切られているものである。平面プランは、東西に細長い長方形（約4.6m×約3.0m）であり、壁高が約17cm遺存している。柱穴は不明である。また、今回の調査は、S B-020建物との新旧関係を明らかにすることを目的としたため、完掘していない。

出土遺物（Fig.32(2)）の大半は、土師器の小片である。

S I-014は、S B-020の南方（N-21付近）に位置している。平面プランは、東西に長い長方形（約4.2m×約3.0m）である。今回は、住居跡の南東隅約4分の1を調査したのみである。

出土遺物（Fig.32(1)）は、土師器杯形土器1点と土師器變形土器の小破片である。

#### SE-001（Fig.27）

CHc区J-18付近に位置している。

平面プランは円形（径、約3.0m）であり、環状（幅約0.6m）に表込め石の一部が露出している。

井戸の掘方は、下方に向ってやや法面をもって掘り進められており、底面付近に至ってさらに一段円形（径、約1.8m）に掘り進められる。底面には、口字状に二重に丸太材（一部削って整形している面もみられる）が組まれている。掘方と井戸枠の間隙は、挙大の河原石で充填されている。この井戸枠の内法は、方約1.0mである。井戸底面までの深さは約1.25m（標高42.50m）である。なお、表土面から約1.1m下位には、酸化鉄が付着している褐色の砂礫層がみられる。これは、往時の水脈が、このレベルにあったことを示しているものと判断される。（栃木県立博物館設立準備班、班長提携昇氏の御教示による）。

図示（Fig.31）した土器は、埋土中に落ち込んでいた大石の下層（多量の焼土、炭化物を含む）から出土したものである。

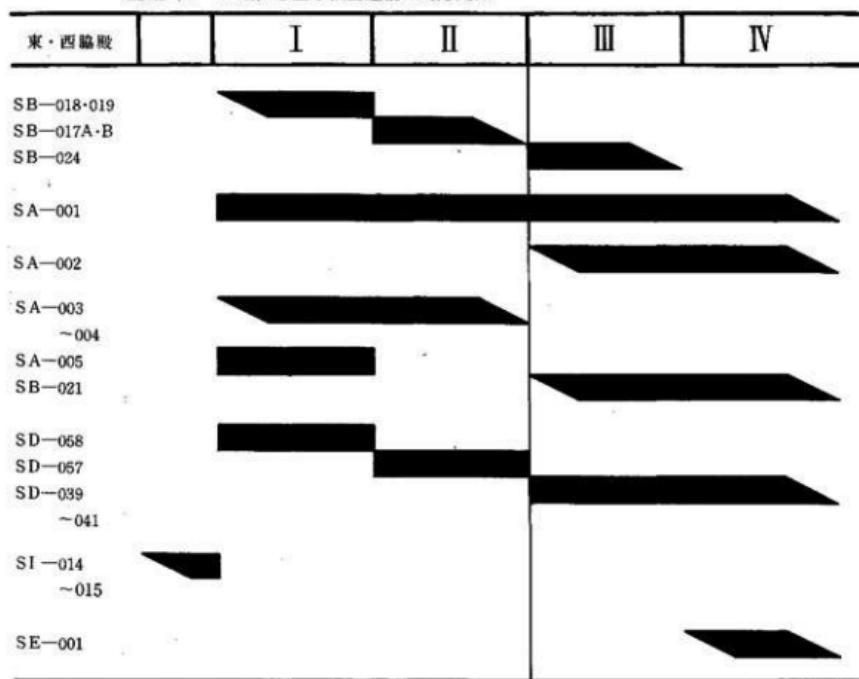
井戸の構築された時期は、出土遺物からみて少なくとも臨殿Ⅳ期以降であると思われる。但し、SE-001が政庁内郭域を占める建物と共に構築されたものであるか否かは、明らかでない。

**性格不明遺構 (SX-013~019)**

SX-013は、SB-015西側柱列北第6柱穴の東側に検出したものであり、SB-015 II期焼失後につくられた瓦溜である。

SX-014, 019は性格不明の落込みであり、SX-015~018は挙大の河原石が帶状にみられる遺構である。

〈臨殿（I～IV期）と主な検出遺構の対応関係〉



(日陰・茎割線の緩轍は、施設の焼失時期を示す)

第6次調査 (CHc, g, h区) で検出した主な遺構は、上述の通りである。最後に、政府内郭域を占める建物とその内郭域を区画する施設の時期区分（遺構相互の対応関係）及び配置についてまとめておくことにしたい。

#### 各遺構の時期区分とその対応関係

前殿SB-018・019Ⅰ期と対応する遺構は、脇殿SB-015, 020Ⅰ期である。前殿SB-017A・BⅡ期は、脇殿SB-015, 020Ⅱ期建物焼失の時点までは存在していない。脇殿SB-015, 020Ⅲ期造営期頃にSB-024は、建てられている。脇殿は、SB-015Ⅳ期とSB-020Ⅳ期が最終期の殿舎である。

SA-001は、脇殿Ⅰ期からⅢ期以降まで築地として存在している。築地(SA-001, 003, 004)の内側をめぐる溝状遺構を脇殿の変遷(Ⅰ～Ⅳ期)に対応させると、Ⅰ期—SD-058, Ⅱ期—SD-057, Ⅲ期以降—SD-039～041である。

以上の対応関係について、脇殿の変遷(Ⅰ～Ⅳ期)を中心としてまとめて表示すれば前頁の通りである。

#### 主な検出遺構の配置について

宮廷神社周辺地区から検出した下野国府跡は、造営当初から基本的な建物配置が計画されていたものと思われる。それは、前殿を政府内郭域の中央に置き、その東西に脇殿を配置するものである。そして、四隅に溝、築地をめぐらせ、四方に門を開くように計画されていたものとみられる。

本地区から検出した下野国府跡は、政府内郭域を構成する遺構の変遷から判断して、Ⅰ期からⅣ期までの時期に区分することができる。(東、西脇殿Ⅰ期～Ⅳ期を主な時期区分の目安とする)

Ⅰ期の建物配置は、前殿(SB-018, 019)を中心構築し、その東西に脇殿を対峙させ、四隅に築地をめぐらしていたものとみられる。SA-001築地は、SK-Yラインから約45m(150尺), SA-003, 004築地は、SB-018, 019東西中軸ライン(SK-Xより0.7m北)から約47.2m(約157尺)SA-003, 4築地幅の中心東西ラインまでなら、約48.1m、約160尺離れている)の位置にあたるから、政府内郭域の東西幅を約90m(300尺)南北幅を約94.4m(314尺)SA-003, 4築地幅の中心東西ラインから前殿東西中軸ラインまでの距離で推定すれば約96.2m、約320尺)と推定することができる。

Ⅱ期の建物配置は、SB-017A・Bを政府の中心、中央に構築し、その東西に脇殿を置いているものである。築地は、Ⅰ期と同位置に造られたものと思われる。但し、前殿の東西中軸ラインがⅠ期とは異なる。(Ⅰ期の0.7m南、即ちSK-X)

東・西脇殿は、互いの南妻柱列そろえ(SK-Xラインから南約22.5m, 75尺)、また妻中央柱間が約66m(120尺)即ちそれぞれの妻中央柱をSK-Yラインから約33m, 110尺に置いている)離れるように配置して建てられている。

政府内郭南辺の築地(SA-003, 4)は、SK—Xラインから約46.5m(155尺)南

にみられる。SK-Xラインから築地までの距離を三倍した約93m(310尺)が政庁内郭域の南北幅と推定される。

III期の建物配置は、東・西両脇殿、築地についてはII期と同様であったものとみられる。併し、前殿SB-024がSB-017A・Bの位置よりもやや南東につくられている。また、SD-039~041溝が築地の内側をめぐらされることは確実である。なお、南門がSK-Xラインから南約45m(150尺)付近に設置されていたものと思われる。

IV期の建物配置は、脇殿についてみるとそれまでのI~III期の中軸ラインと異なる軸線(建物方位)をとって構築されるものである。しかし、両脇殿ともおおよそSK-Yラインから約36m(120尺)の位置に互いの側柱列(SB-015の西側柱列、SB-020の東側柱列)を平行に並べている。柱間寸法が、東、西脇殿で異なることが注意される。築地はSA-001の調査でその存在が推測されているから、I~III期と同様の位置にあったものとしておきたい。なお、前殿は、設置されていなかつた可能性がある。

#### 出土遺物 (Fig.28~32)

SB-015 II期の時期を示す遺物は、同期建物柱掘方埋土中から出土のもの(Fig.28 1・2・4~9・13~15・17・19)があげられる。遺物は、須恵器(4~8・13・14・17)の出土割合が土師器(1・2・15・19)より高い。5は、ロクロ成形の杯形土器である。8は、ロクロ成形の高杯裾部である。4~7・13・14・17は蓋形土器である。7の内面には、赤色顔料の付着がみられる。1は蓋形土器で、内外面が磨かれ、宝珠部にロクロの使用痕がみられる。2はロクロ使用の杯形土器で、底部に糸切り離し痕を残す。底部縁辺・体部下端に手持ち箒削りがなされている。9は、二次的火熱を受けていない平瓦の破片である。

SB-015 III期の時期を示す遺物は、II期の柱抜取り痕跡埋土とIII期の根石に伴うものがあげられる(Fig.28 3・10~12・16・18・20・21, Fig.14)。土師器杯形土器(3・10・11・16・21)3は、ロクロ成形で底部に糸切り離し痕を残す土器である。10は、底部全面に箒削りが施され、器内面は磨かれている。外面には、ロクロ使用痕が見られる。11は、底部糸切り離し後その縁辺を箒削り、内面は撫で後磨かれている。16・21は、底部に糸切り離し痕を残すロクロ使用土器である。須恵器杯形土器20は、底部に糸切り離し痕を残すロクロ成形土器である。18は、三角形の透しを持つ須恵器円面鏡の圓台部である。

Fig.14は、凸線鋸歯文帶外区をもつ蓮華文鏡瓦で、中房には蓮子を1×5×12、内区には間弁及び複弁蓮華文を8葉配す。同形式の文様を持つ瓦が下野薬師寺から発見されている。

SA-001の版築土(SB-015・020 III期以降に比定されるもの)に伴う土器はFig.28の22・23である。22は、土師器の蓋形土器で内面に磨きが施されている。外面は、剥落が著しく調整不明。23は、ロクロ成形の須恵器杯形土器で高台を有す。

SK-X-012(石敷造構)に伴う土器はFig.28の24・25である。24は、ロクロ成形の須恵器

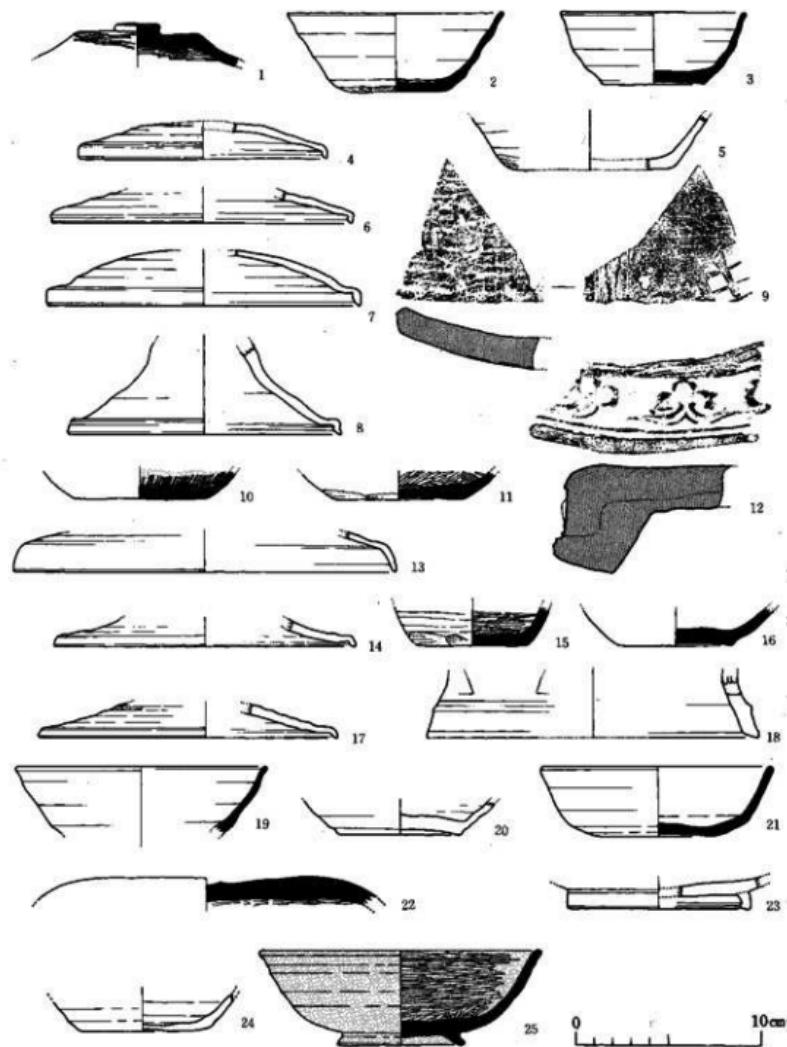


Fig.28 SB-015 西側柱列北第1(Ⅱ期1, 2, 4~9, Ⅲ期3), 第6(Ⅲ期10), 第7(Ⅲ期11), 第12(Ⅲ期12), 東側柱列北第3(Ⅱ期13~15, Ⅲ期16), 第6(Ⅱ期17, 19, Ⅲ期18), 第9(Ⅲ期20, 21) 柱擺方埋土中, 及びSA-001(22~23), SX-012(24, 25) 出土土器, 瓦窓測図

杯形土器で赤褐色を呈す。25は、高台を有す土師器杯形土器で、内外面とも範磨き後黒色処理されている。

S D—039に伴う遺物は、Fig.29の1～12・14～16である。1は、土師器杯形土器で口縁部に横撫でが、それ以外の体部に粗い削りが施されている。2～7は、底部に糸切り離し痕を残すロクロ使用の土師器杯形土器である。

10～12は、灰釉の高台付杯形土器である。10は、つけ高台で淡緑色の釉が内外面とも底部近くまで及び、重ね焼き痕を残す土器である。11は、つけ高台で糸切り離し痕を残す土器である。胎土には砂粒を含み、色調は須恵器に類似する。12は、高台外縁部が面取り風に撫でられている。また、内面底部近くまで釉が及び、重ね焼き痕もみられる。胎土は白色を示し、粒子は緻密で硬質に焼成されている。

14・15は、須恵器の円面碗である。14は、圓台の上端に高い外堤をめぐらし、外堤下縁には一条の凸帯をめぐらしている。圓台には長方形の透しがみられる。15は、圓台部に縦の範描きの文様を施したものである。

16は平瓦である。凹面には、横骨痕がみられる。凸面には型押文字（「足」字の行書体とみられる）がみとめられる。この瓦は、粘土帶桶巻造りによるものと思われる。これらのことから、足利市岡瓦窯跡の製品であることが判明している。

S D—040に伴う遺物は、Fig.30の2～6である。2・4・6は、土師器の高台付杯形土器である。ロクロの使用がみられる。3は、底部に糸切り離し痕を残すロクロ使用の土師器杯形土器である。内面は、底部以外を磨いた後黒色処理されている。5は、灰釉小瓶である。高台部は削り出しによる。胎土は、白色を示し、粒子は緻密であり、また黒色の粒子が目立つ。釉は、淡緑色で底部付近まで及ぶ。

Fig.30の1は、S D—041に伴う高杯である。杯・裾部を欠損する。軸部は、六角棒に粘土紐を巻きつけて成形し、次に、棒を抜きとて内面を撫でている。外面は断面七角形に範削り調整した後磨いている。

Fig.30の7～10は、第10トレンチ内III期整地層出土遺物である。7・8・9は、ロクロ成形の須恵器杯形土器である。9は糸切り離し痕を残す。10は、飛雲文の字瓦である。

S E—001に伴う遺物は、Fig.31の1～5である。1～5はすべてロクロ使用の土師器杯形土器である。1・2は、底部に糸切り離し痕を残す。3は、杯部が偏平で高台を持つ小形の土器である。内面は、黒色処理されている。

Fig.32は、国庁内郭建築物群に先行する竪穴住居跡出土の土器である。1は、S I—014出土土師器盤形土器で、体部外面に張り出す棱を有し、底部はかなり偏平に近い。2は、S I—015出土の土師器盤形土器で、体部外面に張り出す棱を持つ。1・2とも底部を削り口縁部内外面を横撫で後、全面を磨いている。

PL.26に写真を載せた遺物は、S B—015II期建物北妻西隅柱掘方から出土した礎板のうちの一つである。これは、他の木片（礎板）と同様に建築材の木屑を礎板として転用し、

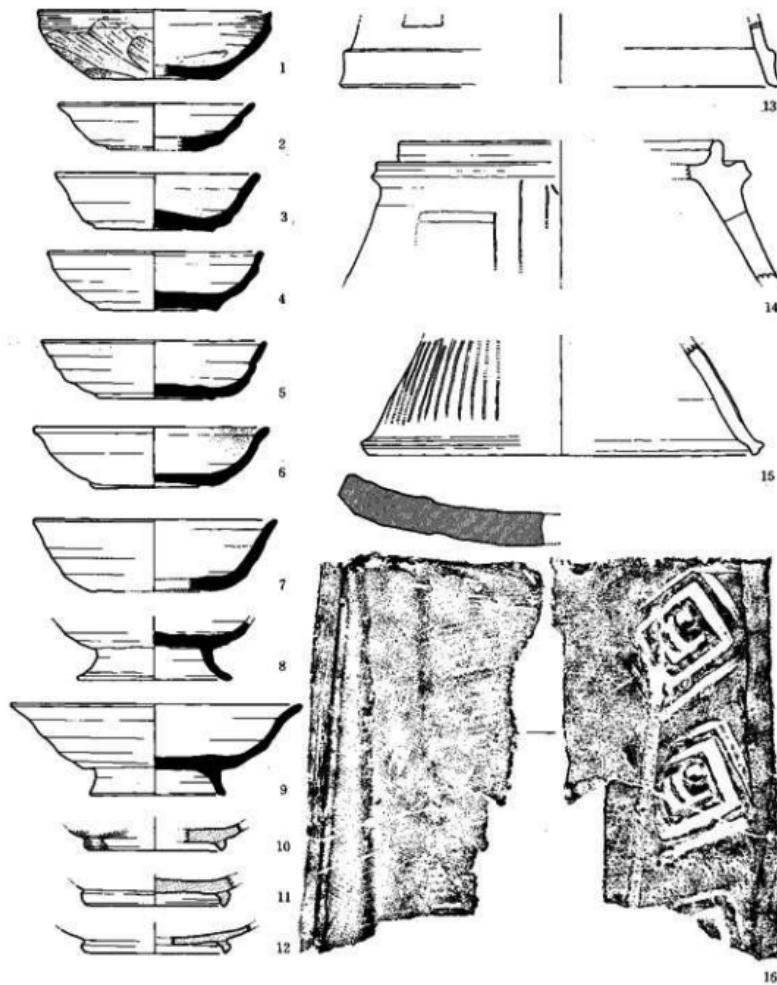


Fig.29 SB-017 南掘柱西第3柱掘方(13)及びSD-039(1~12, 14~16)埋土中出土  
土器、瓦、窓

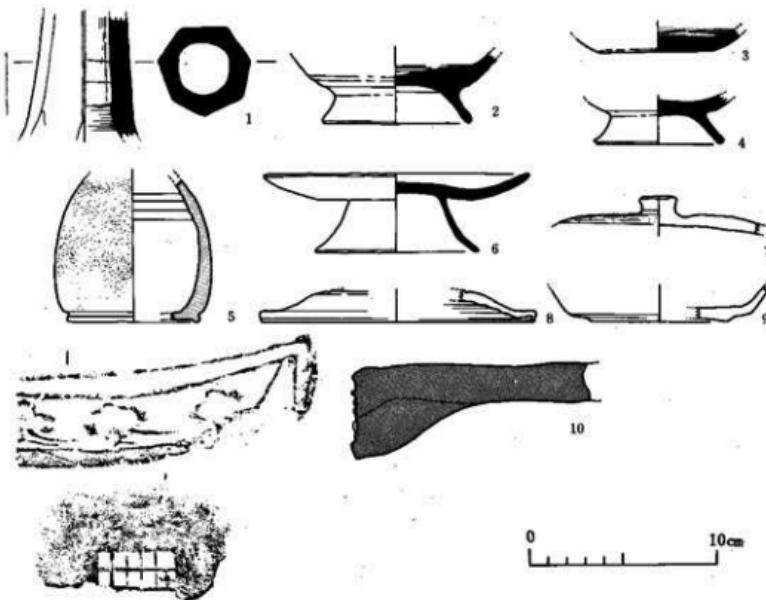


Fig. 30 SD-40(1~6), 第10トレンチ(S D -015Ⅲ期の整地層内 7~10)出土土器、瓦実測図

利用したものとみられるものである。

形は、ほぼ方形（長さ約19.3cm、幅約20.9cm、厚さ約2.6cm）である。墨書きのみられる面は、平滑に仕上られている。その背面は、腐蝕が著しい。写真で示した木片の上・下縁は、明らかに切断されている。左縁は折損している。右縁については、切断されているのか折損しているのか不明である。なお、木片の左側には、長方形（長さ約4.6cm、幅約2.2cm）の枘穴が背面まで貫通している。

墨書きされている文字はほぼ行書体と認めることが可能であり、木片の上部長辺中央部位に「國」字1字、及び中央部より右部にかけて短辺に平行に縦2行計12字、すなわち内側の行には「大大大大大都國」、外側の行には「都私私私」（末尾は表面が腐蝕）の文字

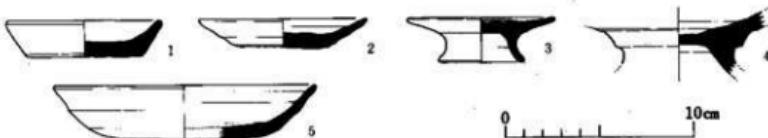


Fig. 31 SE-001 出土土器実測図



Fig.32 SI-014 (1), SI-015 (2) 出土上器実測図

が認められる。なお、この二行間の末尾部に墨痕がみられる。これらの文字は、内側の行より書きおこされ外側に至っている様子である。

なお、ここでは一応「木札」として扱っているが、奈良国立文化財研究所の木簡分類(参照『平城宮木簡』等)に従えば、記載内容からみて「木簡」の中の「その他、習書」に含まれるものである。

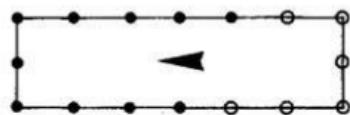
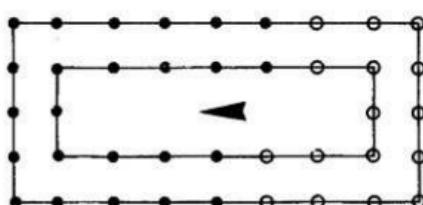
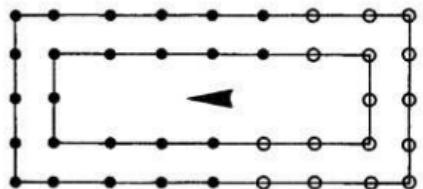
## 2. 第7次発掘調査 (BOc区) (PL. 19)

第7次調査は、先の調査(第3次)において検出したSB-009A・B, SD-003の全容確認を目的として1980年6月12日から6月21日まで実施したものである。

SB-009 南北棟建物, SD-003 潟は、BNf区のさらに南側(BOc区、加藤邦太氏宅地裏庭)についていることが判明しているが、建築物下にあたるため調査を断念していたものである。

調査地(BOc区)は、第3次調査区(BNf区)の南隣にあたり、現況は宅地裏庭である。遺構検出面は、表土面から約0.8mの深さである。この地区の表土層はかなり厚く堆積しており、また近世頃の搅乱も著しいところから、遺構の遺存状態もあまり良いものではなかった。

検出した主な遺構は、SB-009東廂列に連なる柱掘方3箇と身舎南寄中央柱掘方1箇である。



S B-009A・Bは、B N f区とB O c区にまたがる南北棟掘立柱建物である。

S B-009Bは、S B-009Aを建替えたものであり、身舎位置（柱）、規模ともAを踏襲するが、三方（東、西、南）の扉はそれぞれ外側に1尺移動させたものであることが判明している。

今次の調査では、S B-009の東廂柱列北第7、8、9番目の柱掘方と身舎南妻中央柱を検出している。

上記、柱掘方調査の結果、S B-009A・Bは、桁行8間（A期 総長約21m(70尺)、B期、総長約 21.6 m (72尺)）、梁間4間（A期、総長9m (30尺)、B期、総長約約 9.6m (32尺)）の南北棟掘立柱建物であったことが推定される。柱間寸法は、桁行A期向端間約2.1m (7尺)、B期約2.4m (8尺)、A・B両脇間約3m (10尺)、A・B中4間約2.7m (9尺)等間、梁間A期向端間約2.1m (7尺)、中2間約2.4m (8尺)、B期約2.4m (8尺)等間である。即ち、B期は、A期の身舎規模を受けつぎ四隅の扉のみをそれぞれ外側に1尺拡張した建物である。

なお、B O c区の調査は、柱掘方をようやく検出したような状況であり（搅乱が著しい）従ってS B-014 建物との重複関係までは明らかにすることできなかったものである。S D-003についてもまた、搅乱層によって検出することができなかった。

### 3. 第8次発掘調査 (B O k・l区)

本調査区は、第2・3次調査区（B N区）の南約120mに位置し、B N区同様、想定国府域内では微高地にあたる。他の調査区との比高は、C H区（国府内郭域）より0.4m程高く、第4次調査区（B N区）より0.5m程低い。

また、調査区中央は、政府内郭の中心である前殿（S B-017）中央から、ほぼ北へ1町、東へ250尺の地点にあたる（Fig. 2）。

調査は、真北方向を基準に、調査区全体を3mのグリッドで区画して行った（Fig. 33）。

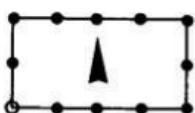
調査区の土層は、上から第1層（厚20cm）が耕作土、第2層（厚20cm）がしまりのない褐色土、第3層が小砂利を含む砂質の暗褐色土の順序に分けられる。また、中世以降の搅乱が、ほとんどのグリッドの第3層上部まで及んでいる（Fig. 36）。

B O l区では、第3層（地山）の上に遺物包含層が見られる。本調査区の第3層は、北から南に傾斜していることから、遺物包含層（Fig. 36右）の一部は、整地層の可能性がある。

#### 主な検出遺構（Fig. 34）

本区からは、建物跡2棟を検出している。その位置はいずれも調査区北端部（B O k区）である。

**SB-022**



調査区北端部(BOk区)で検出した東西棟掘立柱建物である。桁行4間(西から, 2.4m + 2.1m + 2.4m + 2.4m), 梁間2間(2.4m等間)の建物である。柱掘方は、柱列の方向に長軸を持つ楕円形(径約0.8×0.6m, 深さ約0.3m)である。柱根・柱穴痕は遺存していない。なお、柱掘方は、SD-033-034の埋土を切っている。

**\*SB-023**



梁間2間の東西棟建物となろう。柱列をSB-022のそれに揃えてい る。東妻柱列以外は柱穴の位置が調査区の西側に及ぶため不明である。

構造造構は、調査区北端部(BOk区)でSD-033~036の4条を検出している。これらのうちSD-033・034, SD-035・036はそれが接続して「L」字状を呈する2条の溝である。また、SD-033・034は、SD-035・036を切って造られており、さらに、SD-033・034は、SB-022の柱掘方に切られてい る。

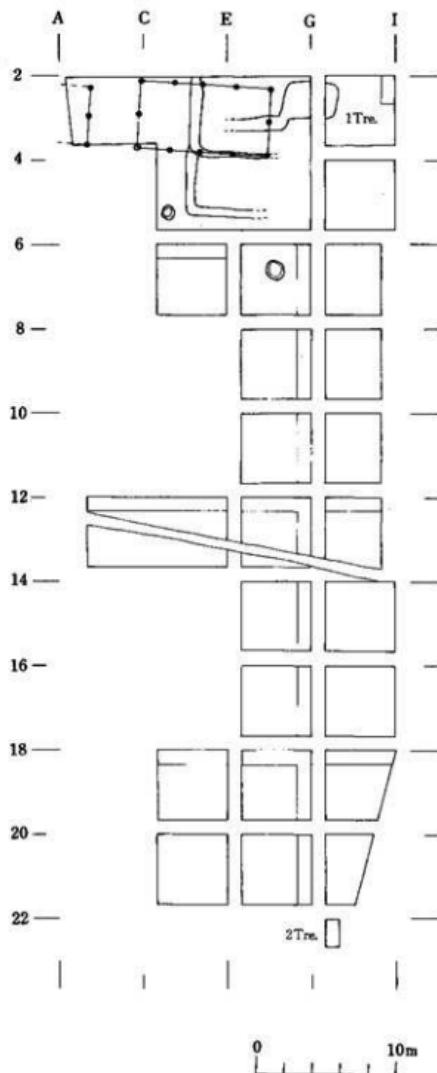


Fig.33 第8次調査BOk-I区の地区割図  
(縦ライン上が北位)

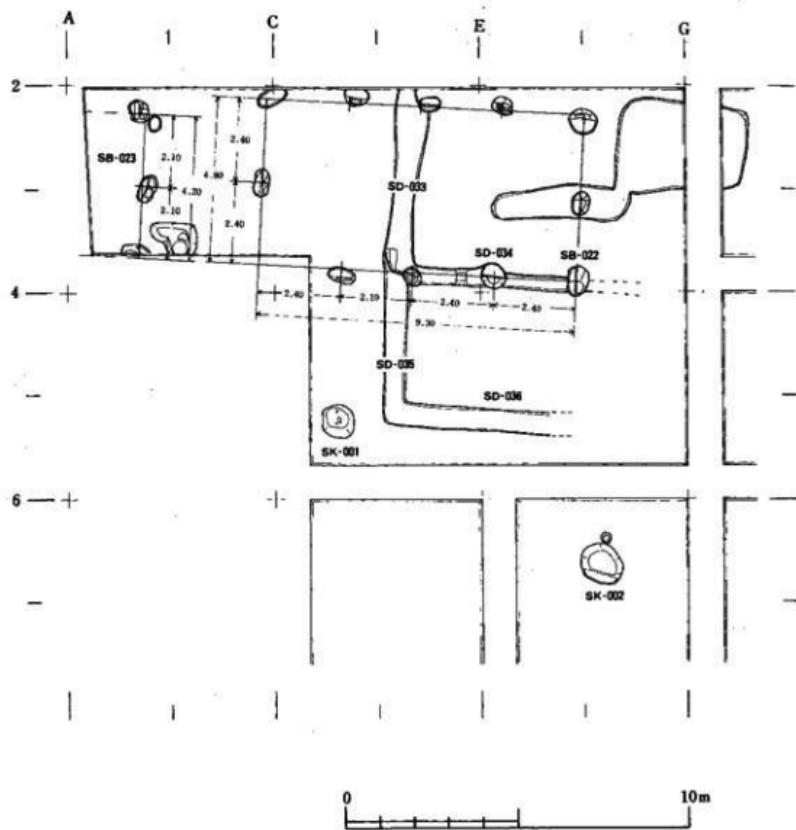


Fig.34 第8次調査 BOX区遺構実測図  
(縦ライン上が北位)

#### SD-033

南北に延びる溝状造構（幅約0.8m）である。総長約6mを検出している。北限について  
は調査区外に及ぶため不明である。南限は、SD-034にはば直角に接続している。また、  
SD-033は、SD-035を切って同位置に構築されている。

#### SD-034

東西に延びる溝状造構（幅約0.5m）である。総長約6mを検出している。西限はSD-  
032に接続する。東限については、搅乱をうけているため不明である。

### SD-035

南北に延びる溝状造構（幅約0.7m）である。総長約10mを検出している。北限については調査区外に及ぶため不明である。南限は、SD-036にほぼ直角に接続している。また、検出した溝の北半は、SD-032によってその埋土が切られている。

### SD-036

東西に延びる溝状造構（幅約0.7m）である。総長約5mを検出している。西限はSD-035に接続する。東限については、搅乱をうけているため不明である。

### SK-001 (Fig.35)

調査区外端部（BOK区）SB-022の南側（Fig.33の7とFラインの交点付近）で検出した土壤である。平面プランは、径約1mの円形を呈し、深さは0.7mである。

本造構は、埋土中に薄い灰層（上・下層の境に見られる）や多量の土器片が見られることから、人為的に埋められたものと判断できる。

以上の造構をまとめると、4条の溝状造構は、溝端が調査区外へつなぐため、その限界が確定できない。また、中世以降の搅乱のために造構の掘り込み層位、平面プラン等についても曖昧な点が多い。しかし、SD-034、SD-036、SD-033、035が前段（SB-017）の中央（岡内内郭城中軸線の交点0）からそれぞれ北へ約1町、北へ約350尺、東へ約250尺にあたることから、これらの溝状造構が下野国府跡の条里地割に基づいて造られた造構と考えられる。

また、これらの溝状造構より新しい時期になる獨立柱建物（SB-022・023）の南桁柱

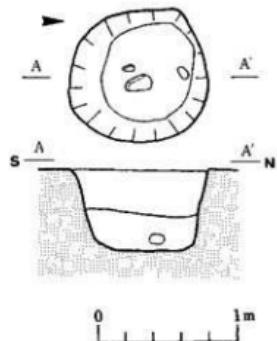


Fig.35 SK-001 南北断面図

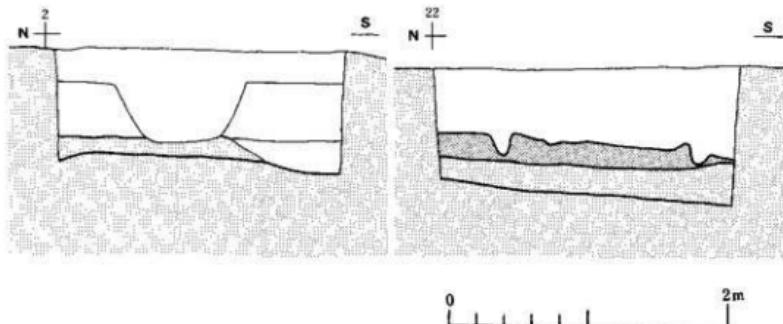


Fig.36 左：1トレンチ東壁断面図、右：2トレンチ東壁断面図 (水準レベル44.60m)

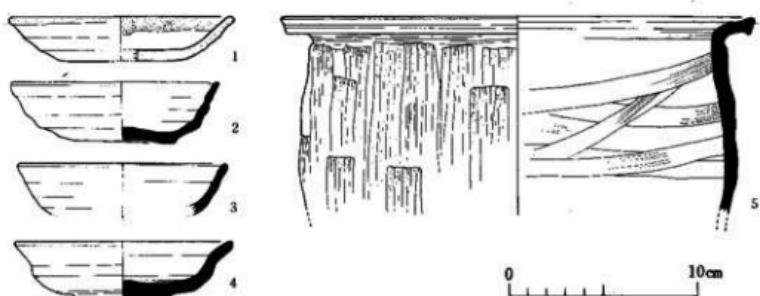


Fig.37 SB-022(1), SK-001(2~5)出土土器実測図

列も前殿（SB-017）の中央（国庁内郭域中軸線の交点0）から北へ約1町にあたる。

#### 出土遺物

調査区内の出土遺物は、土壤（SK-001・002）とB01区の遺物包含層からのものが中心で、溝状造構（SD-033~036）、建物（SB-022・023）からの出土はきわめて少ない。

以下、図示した遺物について述べる。

1は、SB-022の柱掘方埋土中出土の杯形灰釉陶器である。釉は淡緑色で杯口縁部の内外面にだけに見られる。底部には、糸切り離し痕を残す。

2~4は、SK-001から出土した粘土粗積み成形のロクロ使用土師器杯形土器である。4は底部に糸切り離し痕を残す。5は、土師器變形土器である。成形は粘土粗積みであり、調整は口縁部が撫で、胴部が削りである。内面は撫で調整されている。いわゆる下野型と言われている變形土器である。

出土遺物の時期は、遺物包含層中の灰釉・綠釉陶器片やSB-022出土の灰釉陶器の特徴（口縁部のみの釉、底部に糸切り痕を残す）から、10世紀以降、11世紀に及ぶものと考えられる。

### III まとめ

今年度第6次調査によって、南門跡(SB-021)及び築地跡(SA-001, 3, 4)を検出し、北辺を除く、下野国宇内郭規模の大略を明らかにするとともに、正庁を除く内郭主要殿舎(正庁位置は神社境内となり未調査)を検出し、同時にそれらの変遷(建替)を確認することができた。

第8次調査では、内郭の検出によって、これを国庁の中心とし、ほぼ2町の国庁外郭域を想定する時の北西外郭線の検出を目的としたが、想定部分に、外郭区画施設を明確にすることはできなかった。しかしこの地区にSB-022・023等の建物跡が検出され、これを先例と同様の性格の建物に考えるとすれば、ここにも北方官衙域を想定することも可能になり、外郭もさらに外に延びることも考えられるに至った。今後の調査に注意しなければならない点でもある。

すでに前章にて、脇殿を中心に内郭殿舎の対応関係を提示してあるが、ここでは全体をまとめる意味で、内郭の変遷をA~D期に整理し、それらの年代についても検討したい。

**内郭A期** 前殿と脇殿の一部で明確になるが、脇殿は次期(B期)とほとんど重複し、前殿も建物方位や中軸線を共有することなどから、この時期を知ることができ、全体の規模も次期と重複すると考えられる。つまり、内郭規模や殿舎の位置はB期以降もA期のこれを踏襲しており、内郭の基本型はA期に出発しているといえよう。

前殿は東西に2棟を並立させ(SB-019・018)馬道にあたる双方の建物の中間が内郭の東西距離(築地内側で90m)を2分(45m)している。この中軸線から東西33m(110尺)の位置に対応して東西脇殿(SB-020・015)を配する。建物は全て掘立柱で瓦は使われていない。内郭は築地によって囲まれ、南辺中央に門を設けたものと思われる。確認した八脚門はB~C期に作るものであるが、築地位置を共有することから、A期にも、同位置に南門の存在が考えられよう。門の精査は翌年に延期した。

北辺については、未確認であるが、東西南辺が、現在の畔に重なり、南門から前殿までの距離を北に折り返すと、宮目神社北方で東西に走る畔路に重なりこれを北辺と想定している。これに従うと内郭の中央位置は前殿が占めることになる。築地の内側には小溝が走る。

**内郭B期** 内郭の築地による区画は、A期を踏襲するが、郭内殿舎のうち、並立した前殿を南に僅かに寄せ1つの建物に改修し(SB-017A)、東・西 脇殿を同じ位置に同じ規模で建替える(SB-020II, 015II)。脇殿屋根に瓦を使用するのがこの時期の大きな特徴である。殿舎の構造や配置から最も良く整備されるのがこの時期である。この時期には南門も八脚門になっている可能性が強い。

この時期は、さらに前殿が同じ規模で掘立柱から礎石建物(SB-017B)に建替えが行なわれている。前殿の両脇間が中央5間に比し、大きいが、この点については、正殿(未

調査)の構造と関連すると思われる。つまり、正殿と前殿の柱通りを描えたものとも想定され、前殿の端間は正殿の廊の広さに合せたものと考えることができる。従って、前殿の大きな建替えは(SB-018・019→SB-017A),この時期に正殿も建替えられる可能性を推測させる。

この時期の遺構は調査でも比較的明確につかめ、前殿を内郭の中心位置に考えると、内部の規模は築地内側で東西90m(300尺),南北93m(310尺)を測ることができ、僅かに南北に長い内郭城を復原できる。各辺の築地内側には小溝(SD-057)がめぐる。

B期は東・西脇殿、築地等の焼失によって終るが、前殿(SB-017Bまで)には焼難の痕跡がみられず、SB-017Bは東西脇殿の焼失前に解体されていると考えられる。

**内郭C期** 焼失したB期建物を整理・整地後、脇殿・築地は同位置同規模で建替える。東西脇殿は、焼け残ったB期の柱を抜き取り、抜き取り穴に焼失物(焼土・瓦・土器等)を詰込み、河原石を根固めに敷き、その上に礎石を置くが、一部の柱はB期の柱を抜かず礎石にする方法もみられる(SB-015Ⅲ北裏付近)。

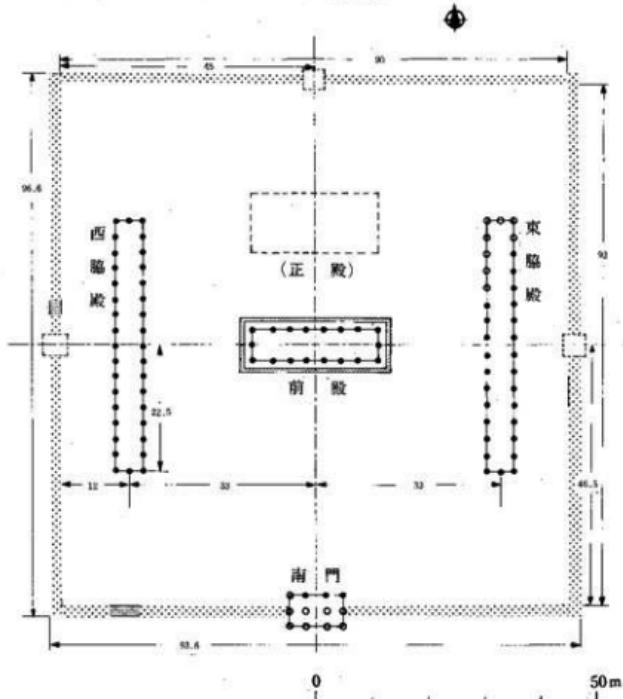


Fig.38 下野国府跡内郭遺構配置図(B期)

築地は整地層の上部に新しく版築を施こし基壇としている。すなわち、東・西脇殿はこの時期に始めて、礎石建物に改められている。また、八脚門の南門も礎石建物である。礎石はすでにB期の前殿に採用されているが、郭内の殿舎の礎石は自然石（花崗石・安山岩等）が使用されるのに比し、南門の礎石は凝灰岩である。

B期の途中で解体された前殿の位置には、内郭の焼失後に、中軸線を東にずれて、2間×1間の礎石建物が建てられる（SB-024）。この建物が、この時期に併行する可能性が強い（礎石下の柱穴の施行法が脇殿III期のそれに共通する）が、この建物の機能がB期までの前殿と全く同じ性格をもつものとして理解して良いものか、否かについてはさらに検討を要するものと思われる。築地内側に小溝（SD-039-041）を持つことは、前期の構造を踏襲している。

未確認の東・西・北辺の門を図面では各辺の中央部に門跡を復元してあるが、北門の位置は肯定されるにしても、東・西門については、もう少し検討を要しよう。

例えば、通用門と馬道の関係が無縁のものではないとすれば、脇殿の内部構造を検討することも必要となろう。<sup>(註1)</sup>しかし今回はこれらの点を十分に検討できる時間も持てなかつたので、後日に改めたいと思うが、概略的にこの時期の西脇殿をみると、北から5間目が馬道となる可能性が強い。また馬道を挟み北4間が土間、南9間が中間に間切りを入れ高床となり、南端2間が土間の構造をもつことが推定できる。こう考えると、西門が中央よりやや北にずれる可能性もある。

<sup>(註2)</sup>  
下野国府内には、近江国府や伯耆国府でみられた樓建物が独立してみられない。もし、そうした施設が国府内に必要であったとすれば、長大な脇殿内に間切り等の施設を設けることで機能を分化させた可能性も考えられよう。いずれにせよ、長大な脇殿の施設が全部同じ内部構造を持つものではなく、異なる構造を持たせることにより、一つの殿舎も機能的に多様な性格に利用されたことが推定される。

内郭D期 東・西脇殿の位置や規模は大略前期を踏襲するが、再び掘立柱建物に替え、やや外側にずらす（SB-020IV・015IV）。建物方位も真北から約4度30分東偏し、C期までの方位より約3度逆行が東に傾く。内郭区画としての築地及び内小溝の位置等は前期を踏襲する可能性が強い。前段はみられない。

以上、下野国府の4時期の変遷を概観したが、郭域の設定や殿舎の配置には、一定の計画によって造営されていることが明らかになり、主要殿舎を左右対称の「コ」の字型に配備するプランは、すでに調査によって明らかにされた、出雲・伯耆・近江・出羽等地方国衙のパターンを基本的に外れるものではないことが判明した。下野の場合も、大きく見ればすでにA期にその基本的パターンが示されているといえる。B期には前殿を大きく改修・建替えを行ない、その後半には、これを礎石建物にしている。また脇殿には掘立柱ながら屋根には瓦を葺き、最も整備された配置を持つのがB期とも言えよう。焼失によって建替えられるC期には、礎石建物が主流を占めている。

ここで各期の時間的位置を検討しなければならないが、これを明確にできる資料は極めて少ない。B期に使用された瓦・土器等がC期の柱基礎や整地に残されており（Fig.28・30）、これらの資料の下限を9世紀初頭～前半におさえられることから、建物焼失をこの時期に考えている。瓦は下野国分（尼）寺系のものが主流を占め、同瓦屋からの供給を強く考えさせる。しかし、国分寺創建時まで遡る遺物はなく、8世紀の後半で位置づけられている瓦がここでみられる初期の瓦であり（Fig.14）、この時間も、伴出する土器の上限と矛盾はない。従ってB期の存続期間は8世紀後半から9世紀前半頃に考えている。

A期に伴出する明確な資料はないが、A期の東脇礎が住居跡を整地して建てられる。この住居跡から出土する土器が本地方で8世紀前半から8世紀中頃に位置づけられている（註3）（Fig.32）。従ってA期を早ければ8世紀前半に、遅くとも8世紀中頃から間もない時期に造営されていると考えている。

D期については、これに伴うとみられる墓地内側の溝（SD-039）から出土する新しい資料（Fig.29・30）が、この国府機能の終期を判断する数少ない資料と思われる。灰釉陶器を伴う時期であり、資料の上では、下野国府跡の第2・3次の調査資料に重なると思われるが、縁胎を多く伴う後者に比較すると、それよりもやや先行させることも可能かと思われる。10世紀も間もない時期にD期も終末を迎えると考えている。従ってC期は9世紀中葉を中心とする時期に位置づけておきたい。

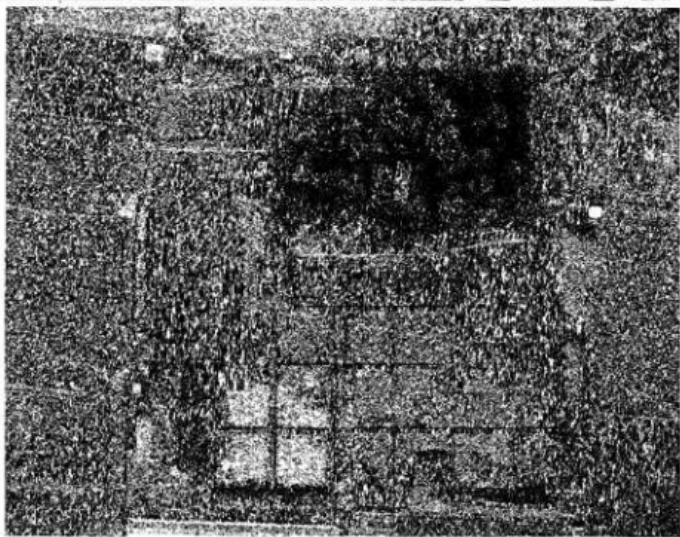
以上内郭の変遷を中心に今年度の調査の概要を述べたが、国府の中心施設となる正殿については未調査であり、国府外郭の関係についても今後の調査で明らかにして行かなければならない。また第2・3次調査で検出したSB-006・009・014等を中心とする官衙風建物との関連も未だ明らかにすることはできない。しかし時間的には、内郭D期に後続する可能性を考えられ、下野国府として、この内郭と全く無縁のものとすることはできないと考えている。近江国衙が政庁の廃絶（11世紀前半）後に国衙北方でなお政務を継続することが報告されている。（註6）

末筆になりましたが、しばしば調査中の現地を訪れ、指導助言をいただいている指導員の諸先生（代表・斎藤 忠博士）はじめ、文化庁、奈良国立文化財研究所の方々に対し厚く御礼申し上げます。また調査中に多くの研究者が来訪し、有意義な御指導を受けることができた。それらの方々に衷心より感謝するとともに、名を表記しない失礼をお詫びいたします。そして、今年も地権者及び地元の方々の献身的な御協力は、調査団にとって何よりも力強く、その総意が国府検出という画期的な源動力になったものと感謝しています。

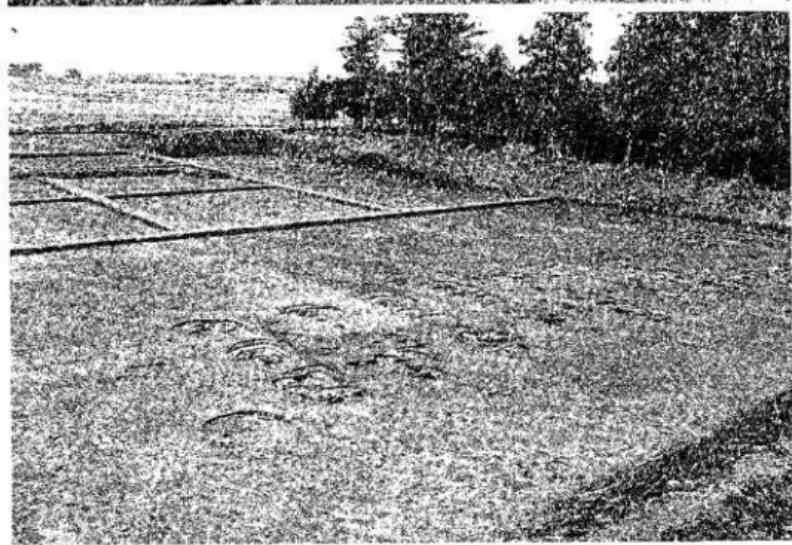
本文脱稿後に奈文研、宮本長一郎氏より建物構造について有意義な御指導を受ける機会を得たが、すでに校正中であったため、意をつくす加筆ができなかった。氏の御指導に感謝するとともに、今後に検討をして行きたい。

- 註1 伯耆国庁でも、東・西門の直線上に馬道が復原されている。  
倉吉市教委『伯耆国庁跡発掘調査概報（第5・6次）』1979年
- 註2 滋賀県教委『史跡近江国衙跡発掘調査報告』1977年  
倉吉市教委『伯耆国庁跡発掘調査概報（3次）（第4次）（第5・6次）』1976～1979年
- 註3 栃木県教委『薬師寺南遺跡（本文編）』1979年  
この遺跡で言う第II期の土器群に同手法の土器が含まれている。
- 註4 栃木県教委『下野国府跡I』1979年
- 註5 国庁外郭城にも官衙城が存在することは、すでにいくつかの報告があり、國衙がこうした諸施設を含むことが明らかにされている。  
A. 松江市教委『出雲国庁跡発掘調査概報』1971年  
B. 註1に同  
C. 滋賀県教委『史跡近江国衙調査概要』1978年  
また多賀城跡でも政府後方の建物群が報告されている。  
D. 宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡一昭和48年度発掘調査概報』1973年  
E. 同『多賀城跡一昭和53年度発掘調査概報』1979年など
- 註6 註5のCに同じ

# 図 版

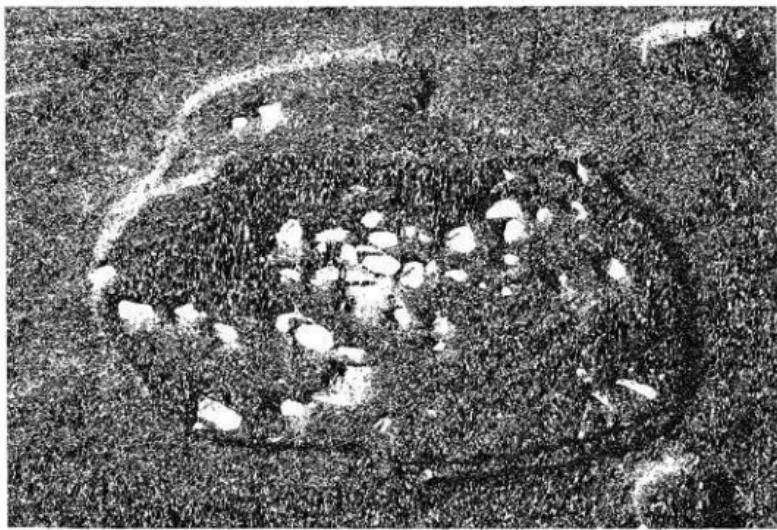
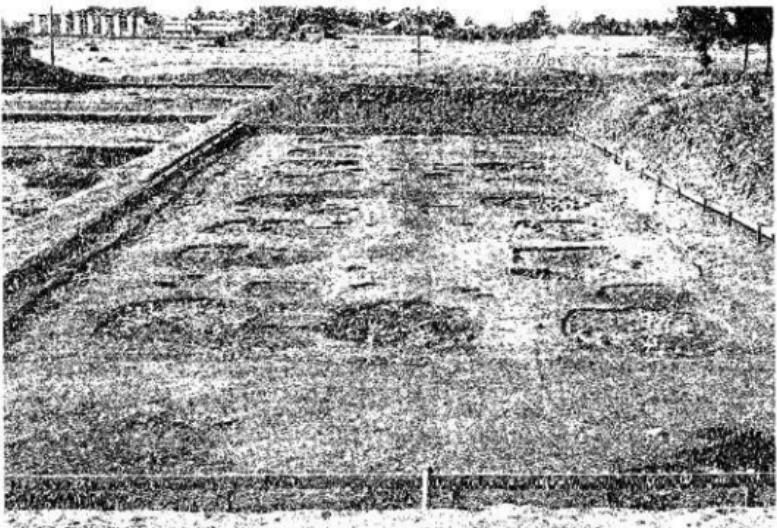


上 第6次調査区(CHe-g-h)全景(南西から)  
下 同 上 (真上から、上が北)



上 第6次調査区(CHe・g・h)遠景(南から)

下 第6次調査区全景(南東から)



上 SB-017・018・019 (東から)

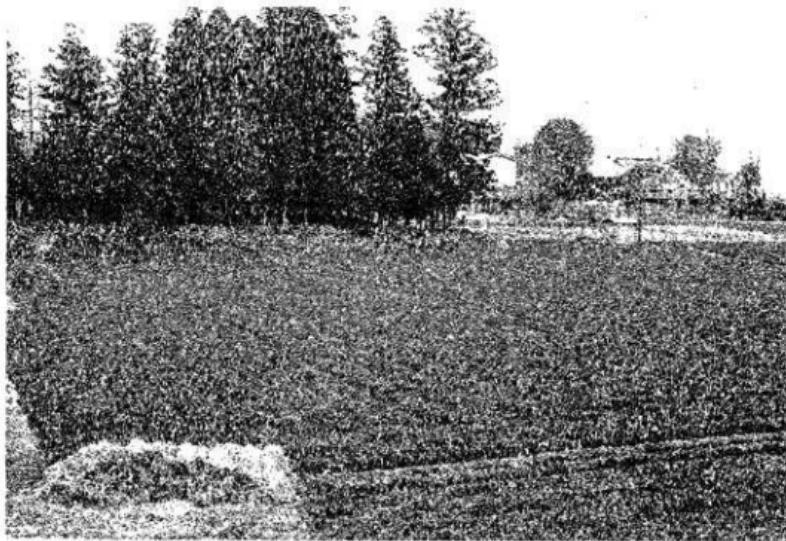
下 SB-017 南側柱列西第3柱平面プラン

SB-018 南側柱列中央柱平面プラン (南から)

PL. 4



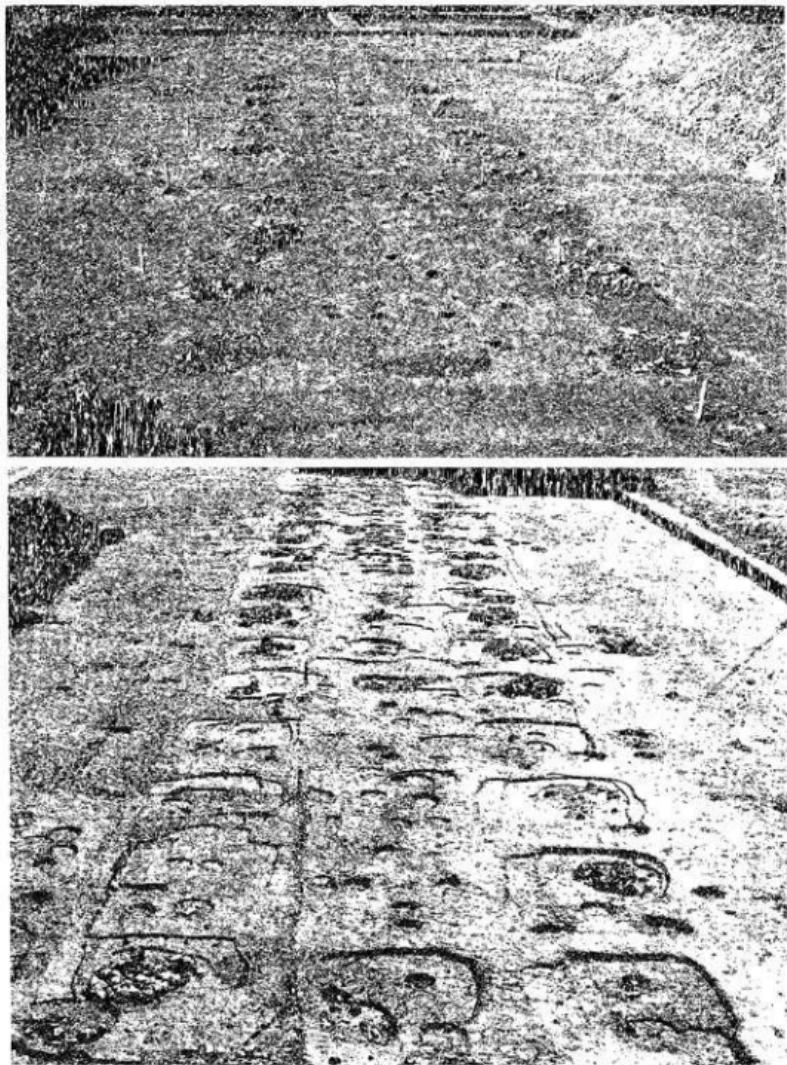
上 SB-017 南側柱列西第3柱掘方  
SB-018 南側柱列中央柱掘方（北西から）  
下 SB-024 西妻南柱平面プラン（北から）



上 第6次調査 CHg·h 区全景(南から)

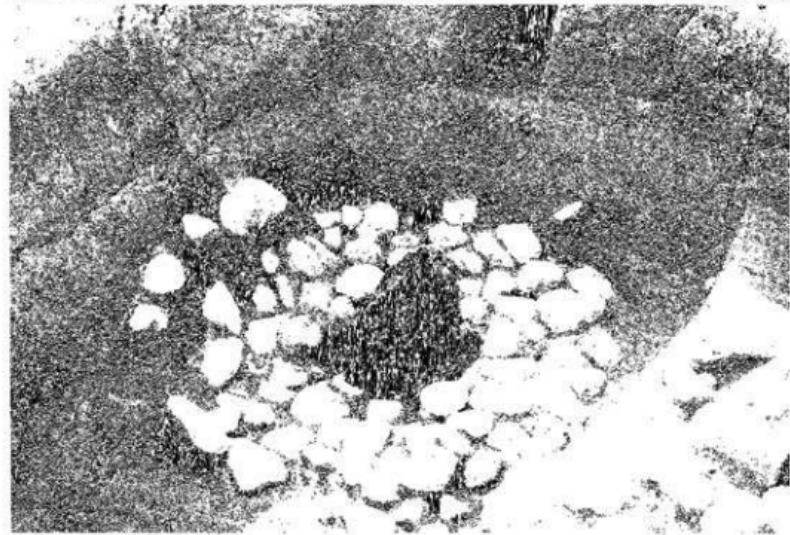
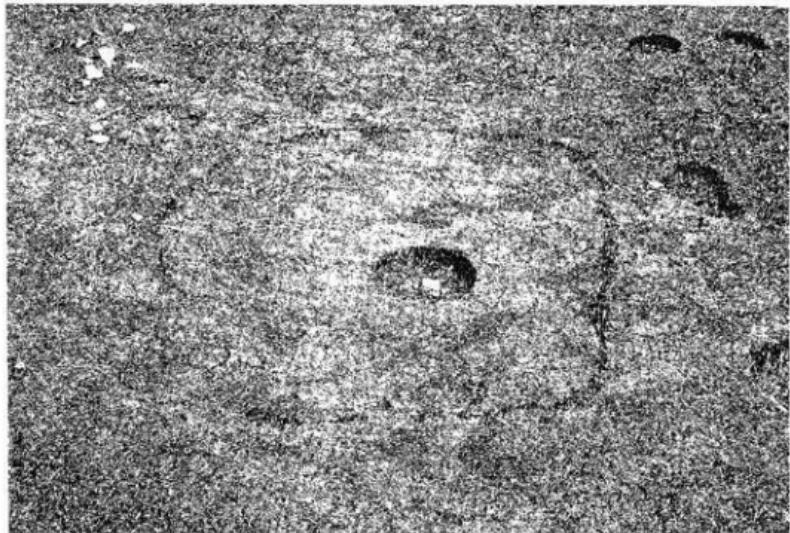
下 第6次調査 CHc 区全景(南から)

PL. 6



上 SB-015 平面プラン検出状況(南から)

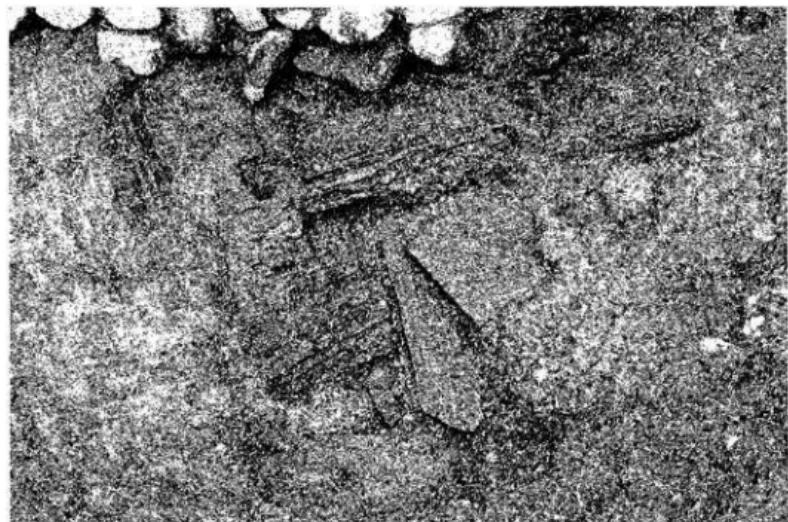
下 SB-015 全景(北から)



上 SB-015 II期 北安西隅柱平面プラン（西から）

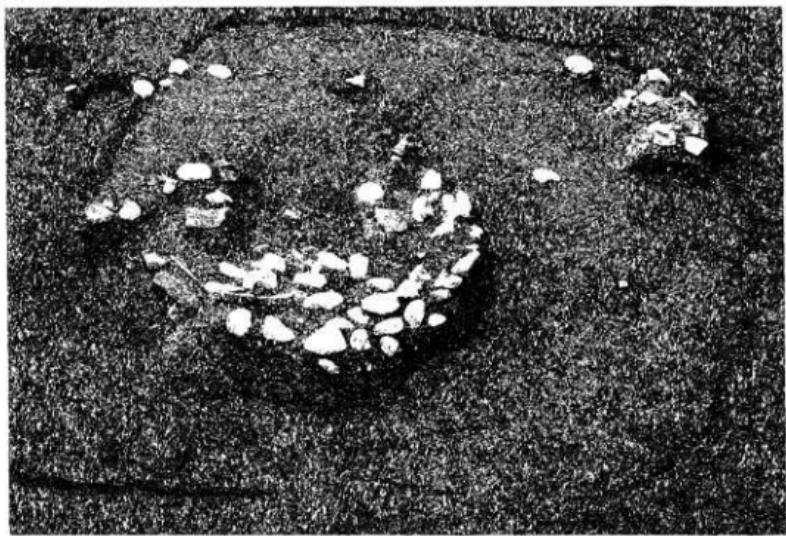
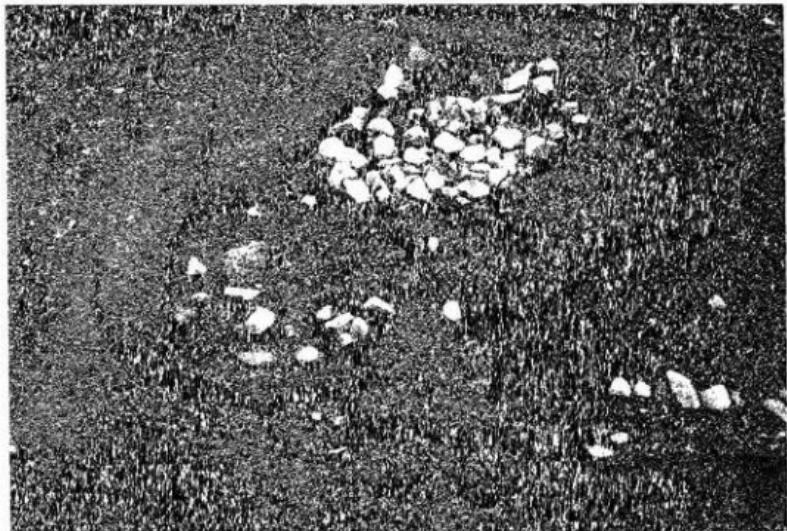
下 SB-015 II期 北安西隅柱拠方柱根・根固石（東から）

PL. 8



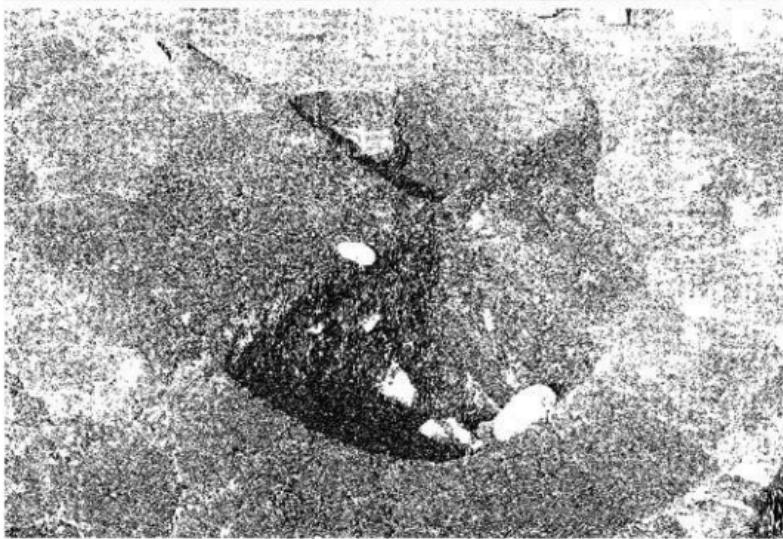
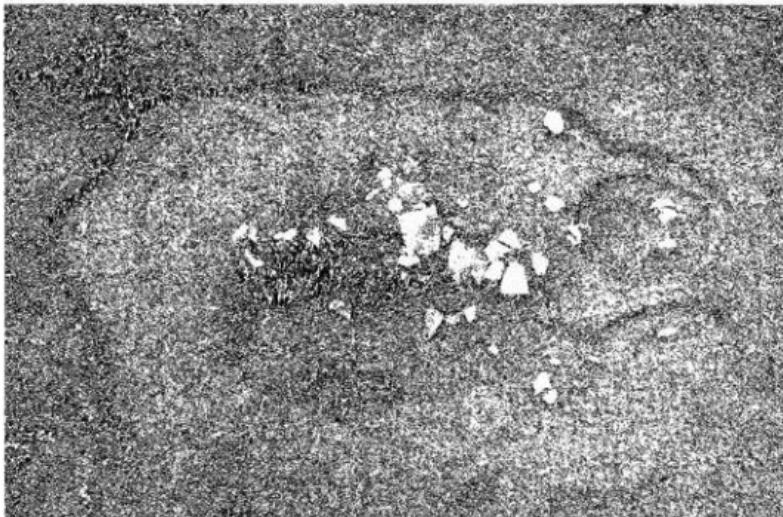
上 SB-015 II期 北妻西隅柱掘方礎板 (南から)

下 SB-015 II期 南妻西隅柱掘方柱抜取り痕跡 (北から)



上 SB-015 III期 北妻東隅柱根石（北から）  
下 SB-015 III期 東側柱列中央柱根石（東から）

PL.10

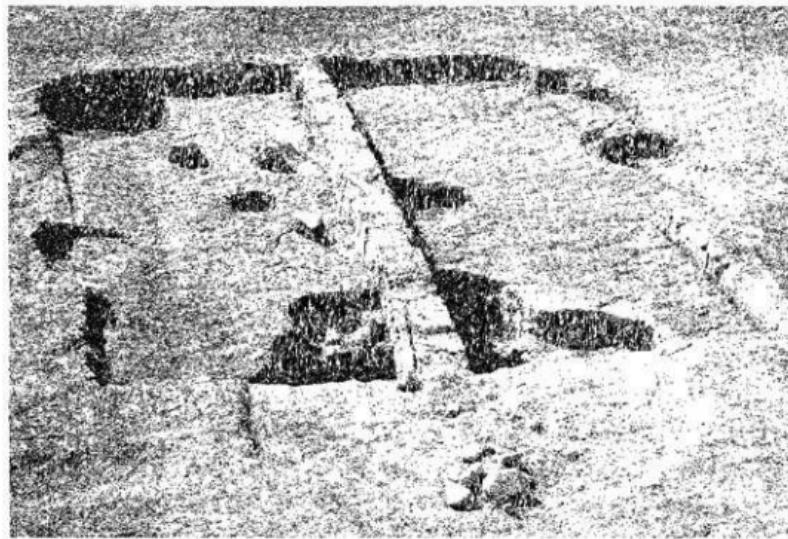
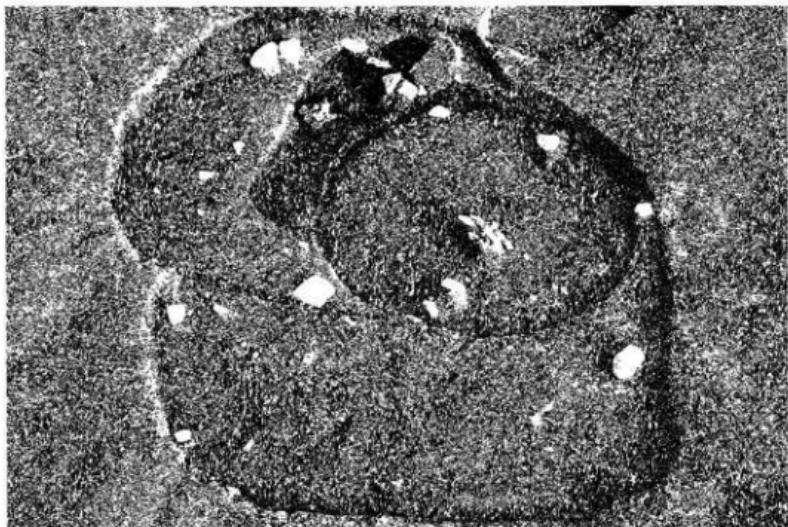


上 SB-015 東側柱列北第6柱平面プラン（東から）

下 SB-015 東側柱列北第6柱II期柱抜取り痕跡（南から）



上 SB-020 全景（北から）  
下 同 上 （南から）



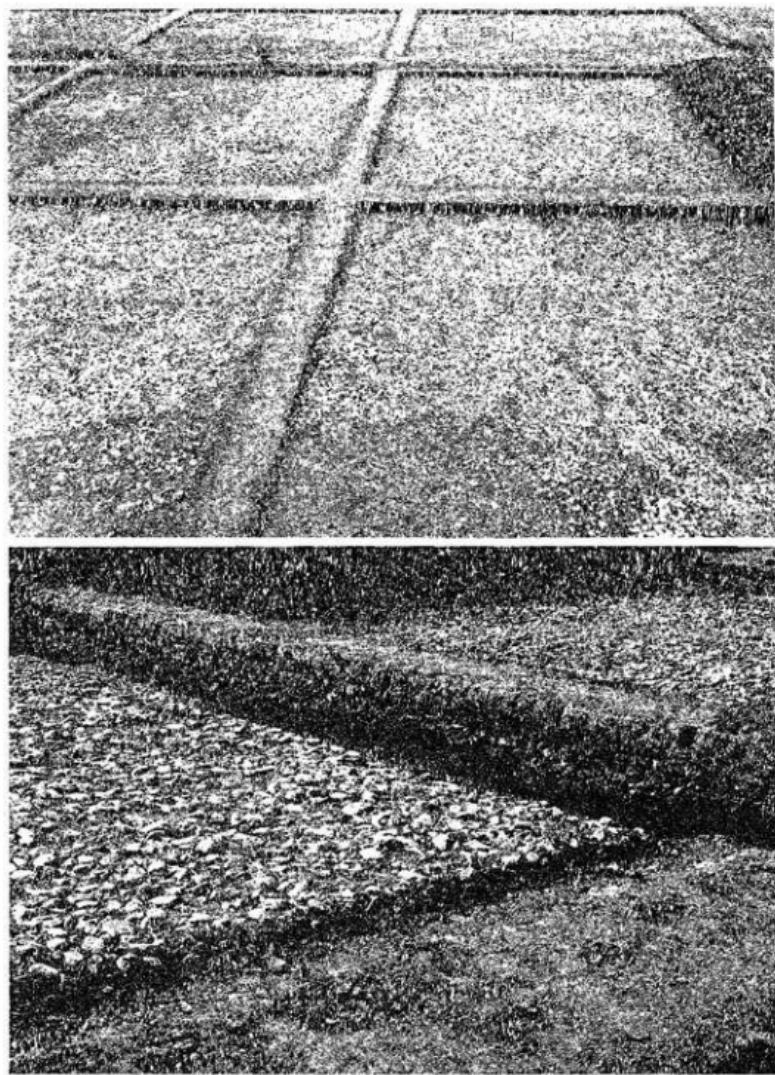
上 SB-020 西側柱列南第4柱平面プラン（西から）

下 SB-020 西側柱列南第2柱掘方, SI-015 (東から)



上 SB-020 東側柱列南第13柱平面プラン  
SA-005 南第2・3柱平面プラン（北から）  
下 SB-020 南妻東隅柱平面プラン（東から）

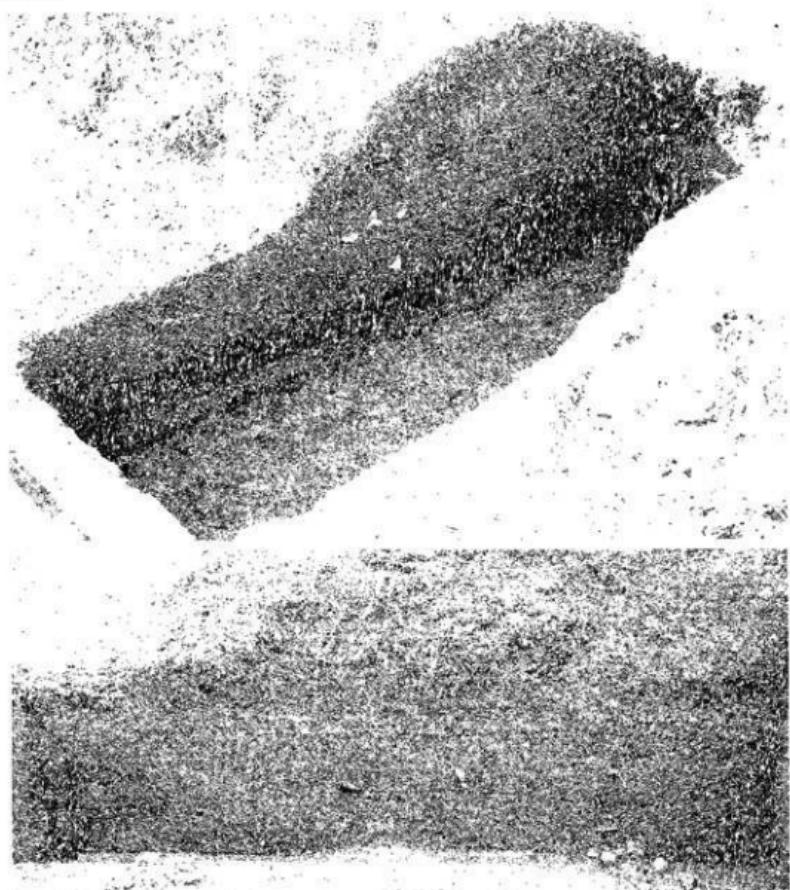
PL.14



上 SX-012 〈西から〉  
下 SX-012 南北断面 (北東から)

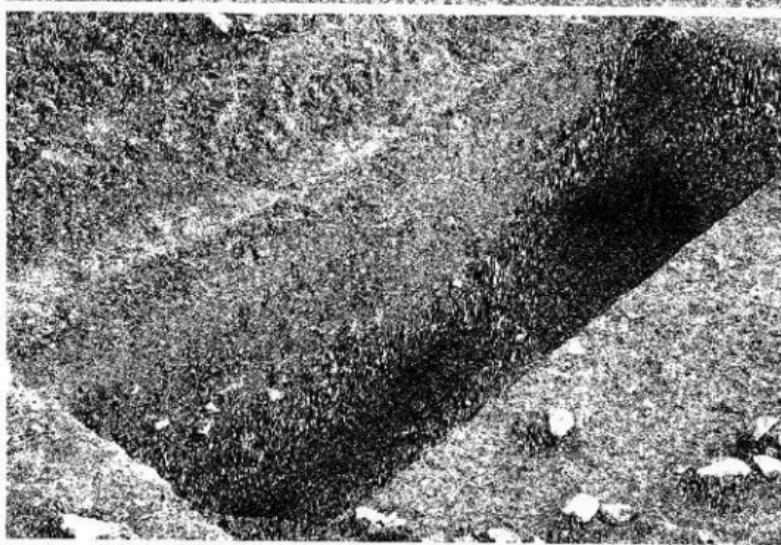
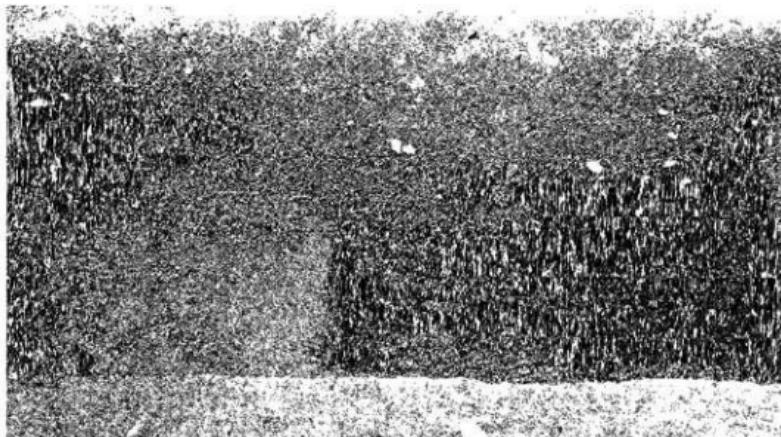


上 SE-001 (東から)  
下 SB-021 (東から)



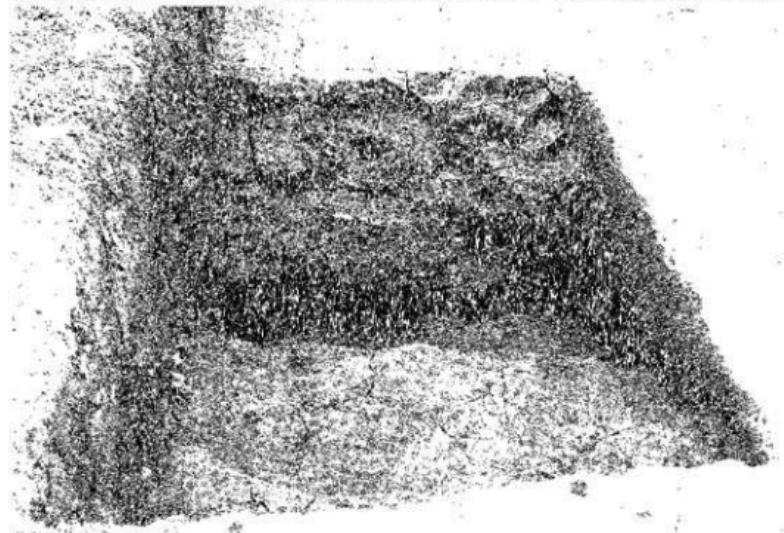
上 SA-001 断面（北東から）

下 SA-004, SD-040 断面（第8トレンチ西壁、東から）

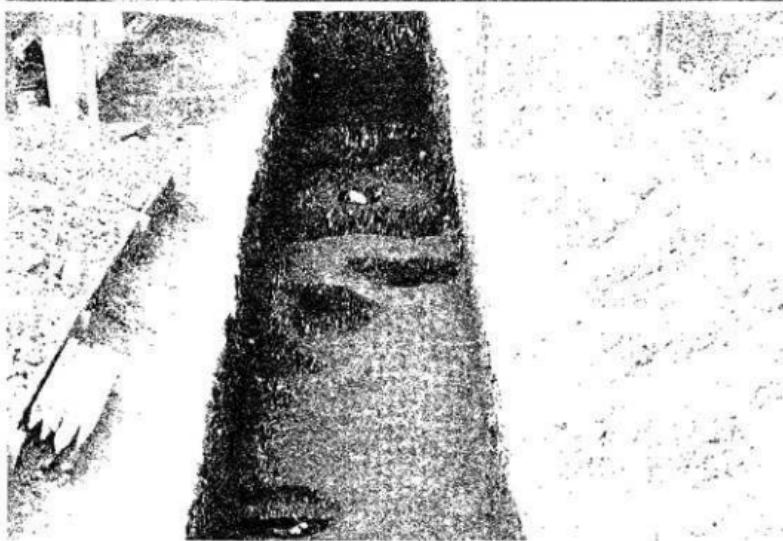
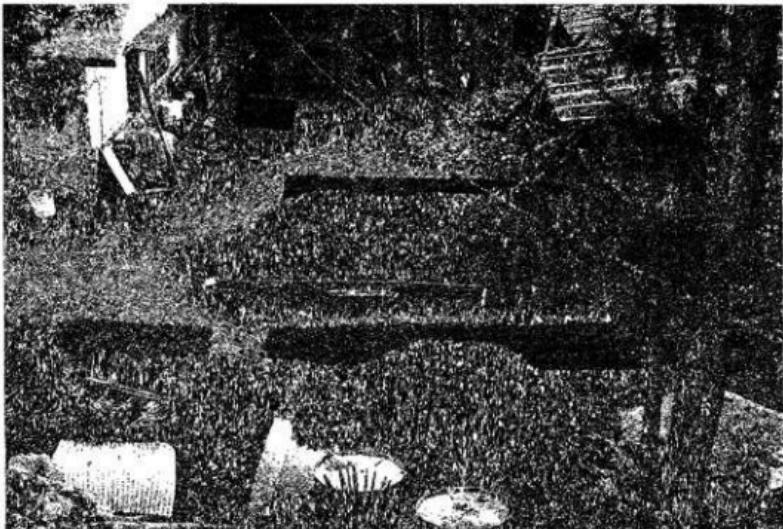


上 SD-040 断面 (第2トレンチ。東から)  
下 同 上 (第3トレンチ。北西から)

PL.18



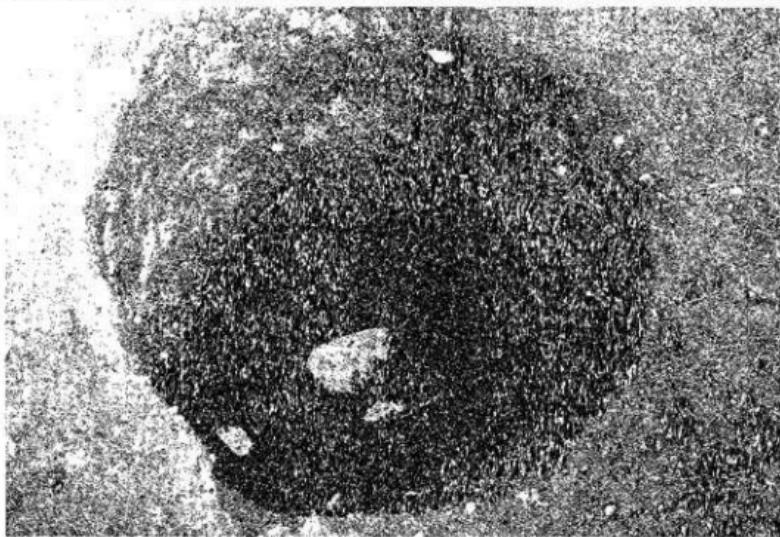
上 SD-039 (南から)  
下 SD-039, SD-058 (西から)



上 第7次調査区(BOe)全景(東から)  
下 BOe区 SB-009 東廂柱列(南から)

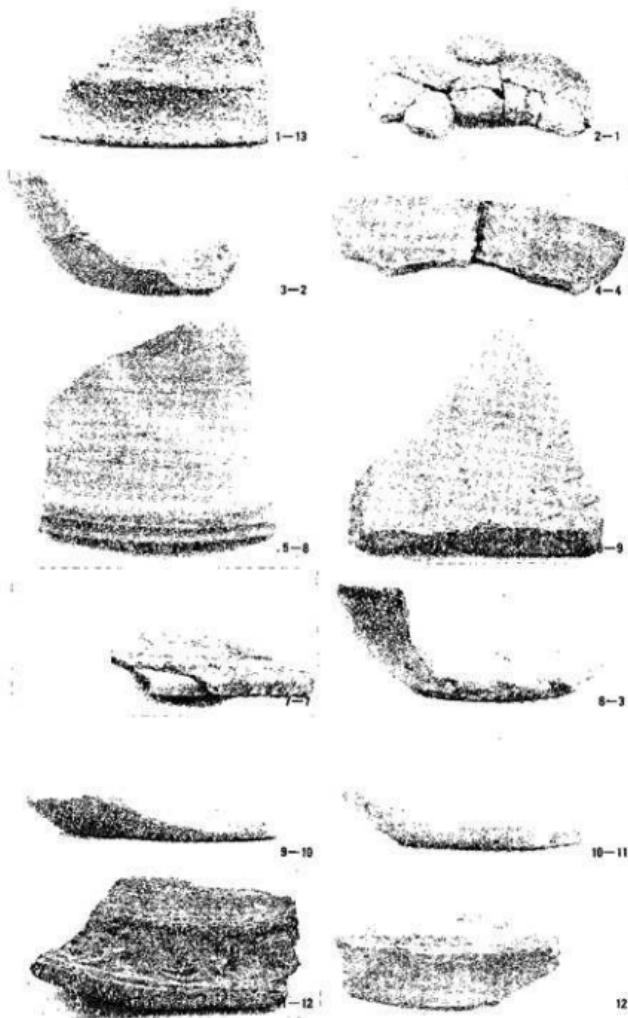


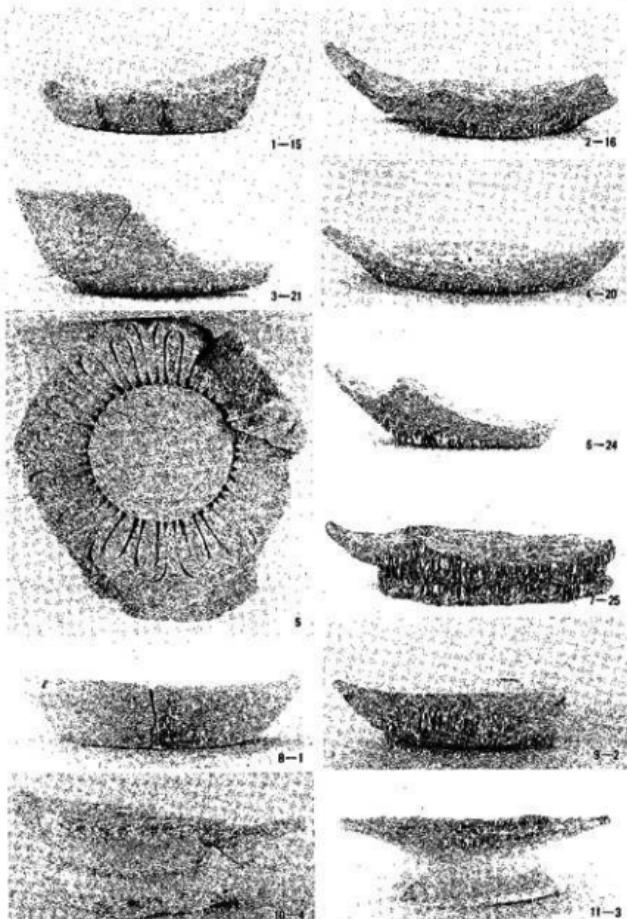
上 第8次調査区(Bok-I)全景(南から)  
下 SB-022・023(東から)



上 SD-033~036 (北から)  
下 SK-001 (西から)

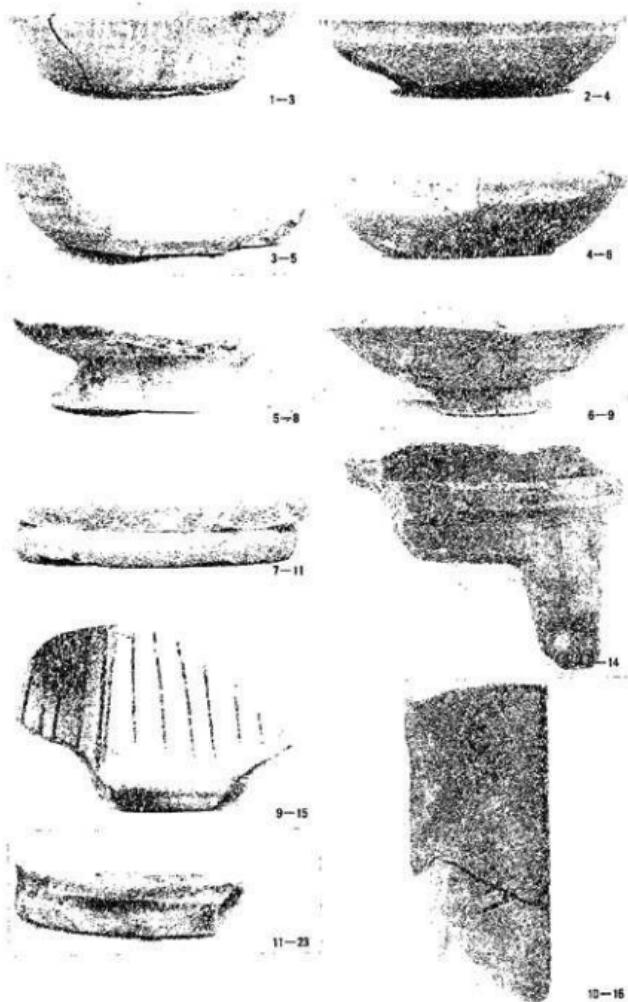
PL.22



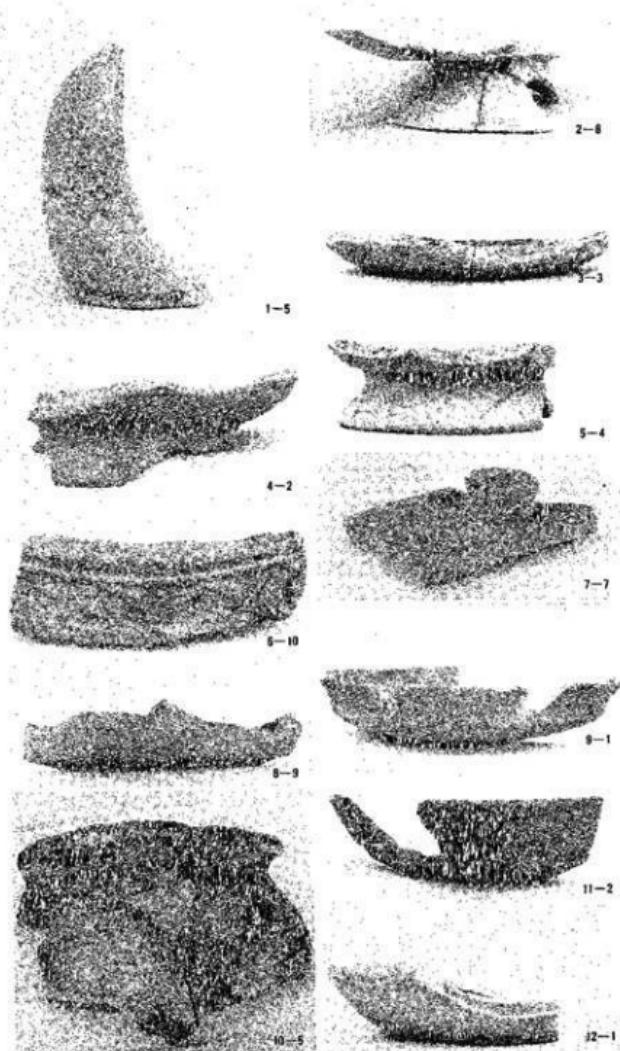


**SB-015 (1~5), SX-012 (6~7),  
SE-001 (8~11)**

PL.24



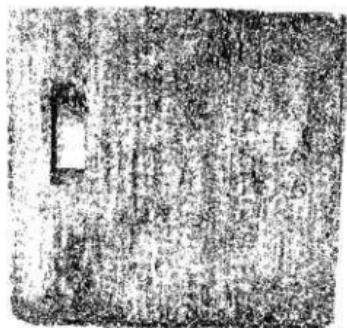
SD-039 (1~10), SA-001 (11)



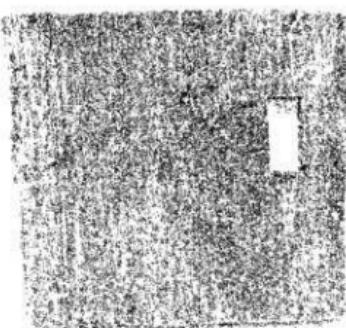
SD-040 (1-5), 第10トレンチ (6-8),

SI-015 (9), SK-001 (10-11),

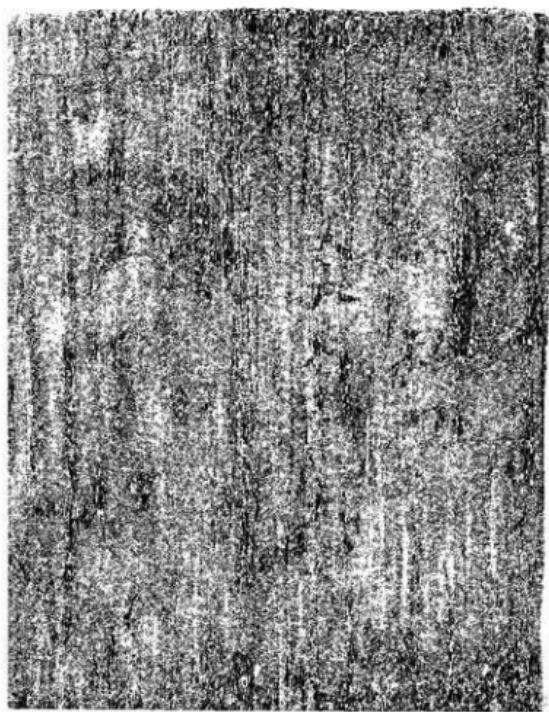
SB-022 (12)



(表)



(裏)



(文字部拡大)

**SB-015** II期 北妻西隅柱掘方内出土木札(礎板として転用  
されている。縦19.3cm・横20.9cm・厚2.6cm)

◎ 下野国府跡発掘調査指導員名簿

氏名	現職	住所	電話番号	専門分野
○重幕 恵	大正大学教授	東京都練馬区春日町1-22-2	03(990)1775	考古学
阿久津 純	宇都宮大学教授	西那須野町朝日町8-1	02873(6)0644	地質
大川 清	國立館大学教授	那須郡馬頭町小砂3112	02879(3)0711	考古学
木下 良	富山大学教授	富山市奥井町19-20メゾン奥井306	0764(42)2932	地理学
坂詰 秀一	立正大学教授	東京都国分寺市高木町2-18-21	0425(72)9692	考古学
土田 直 鎮	東京大学教授	東京都豊島区雑司谷1-50-18	03(986)2036	古代史
須賀 淳	宇都宮市立大村義高校長	宇都宮市松ヶ峰町2-1-4	0286(34)3064	県文化財審議会委員
塙 静夫	作新学院教諭	芳賀町下延生1013	02867(7)1297	*
日向野 徳久	栃木商高教諭	栃木市総森町19-9	0282(23)0781	*
辰巳 四郎	宇都宮大学名誉教授	宇都宮市今泉町2558	0286(61)4075	*
前沢 雄政	宇都宮短期大学教授	足利市通2丁目2624	0284(21)2565	*
渡辺 龍 埼	寺跡守在職	那須郡那須町伊王野1622	02877(5)0117	*

◎ 指導機関

文 化 庁

奈良国立文化財研究所

◎ 発掘調査関係職員

事務局			発掘調査		
職	氏名	備考	職	氏名	備考
課長	武井 宏		副主任	高橋 英雄	文化財調査係長
課長補佐	岡代 精一		主事	大金 宣亮	調査担当
主査	金子 功	経理	技師	田熊 清彦	*
主事	中山 賢司	*	調査員	熊倉 直子	*
*	岡谷 みどり	*	*	木村 等	*
*	飯村 博	*	事務補助員	小池 延子	54.9.30退職

栃木県埋蔵文化財調査報告第35集

下野國府跡 II

——昭和54年度発掘調査概報——

昭和55年3月25日印刷

昭和55年3月31日発行

発行者 栃木県教育委員会

宇都宮市塙町1-1-20

T E L 0286(23)3427

印 刷 新 生 社